

令和8年6月1日（月）～6月24日（水）

令和8年（2026年） 第2回

川崎市議会定例会会議録

（資料編）

令和 8 年 第 2 回 川 崎 市 議 会 定 例 会
議 事 日 程 第 1 号

令和 8 年 6 月 1 日 (月)
午 前 1 0 時 開 会

第 1

会議録署名議員の指名

第 2

会期の決定

第 3

- | | |
|----------|---|
| 議案第 76号 | 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 77号 | 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 78号 | 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 79号 | 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 80号 | 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 81号 | 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 82号 | 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 83号 | 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 84号 | 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 85号 | 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 86号 | 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 87号 | 川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 88号 | 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 89号 | 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 90号 | 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 91号 | 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 92号 | 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 93号 | 川崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 94号 | 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処分の承認について |
| 議案第 95号 | 高津区保育・子育て総合支援センター新築工事請負契約の締結について |
| 議案第 96号 | 東扇島堀込部埋立その他工事請負契約の締結について |
| 議案第 97号 | 宮前区における町区域の変更について |
| 議案第 98号 | 川崎市田島コミュニティセンターの指定管理者の指定について |
| 議案第 99号 | 川崎市農業委員会委員の選任について |
| 議案第 100号 | 等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について |
| 議案第 101号 | 市道路線の認定及び廃止について |
| 議案第 102号 | 令和 8 年度川崎市一般会計補正予算 |
| 議案第 103号 | 令和 8 年度川崎市自動車運送事業会計補正予算 |
| 議案第 104号 | 令和 7 年度川崎市工業用水道事業会計補正予算についての市長の専決処分の承認について |

報告第	2号	令和7年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について
報告第	3号	令和7年度川崎市一般会計事故繰越し繰越額の報告について
報告第	4号	令和7年度川崎市卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
報告第	5号	令和7年度川崎市港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
報告第	6号	令和7年度川崎市病院事業会計予算繰越額の報告について
報告第	7号	令和7年度川崎市下水道事業会計予算繰越額の報告について
報告第	8号	令和7年度川崎市水道事業会計予算繰越額の報告について
報告第	9号	令和7年度川崎市工業用水道事業会計予算繰越額の報告について
報告第	10号	川崎市情報公開条例第35条の規定による運営状況の報告について
報告第	11号	川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第23条の規定による運営状況の報告について
報告第	12号	川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第11条の規定による運営状況の報告について
報告第	13号	地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

第 4

神奈川県内広域水道企業団議会議員の選挙

第 5

神奈川県川崎競馬組合議会議員の選挙

第 6

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

令和 8 年 第 2 回 川 崎 市 議 会 定 例 会
議 事 日 程 第 2 号

令和 8 年 6 月 1 0 日 (水)
午 前 1 0 時 開 議

第 1

議案第	7 6 号	川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	7 7 号	川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	7 8 号	川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	7 9 号	川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	8 0 号	川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	8 1 号	川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第	8 2 号	川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第	8 3 号	川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第	8 4 号	川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第	8 5 号	川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	8 6 号	川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	8 7 号	川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	8 8 号	川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	8 9 号	川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	9 0 号	川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	9 1 号	川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第	9 2 号	川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	9 3 号	川崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	9 4 号	川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処分の承認について
議案第	9 5 号	高津区保育・子育て総合支援センター新築工事請負契約の締結について
議案第	9 6 号	東扇島堀込部埋立その4他工事請負契約の締結について
議案第	9 7 号	宮前区における町区域の変更について
議案第	9 8 号	川崎市田島コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第	9 9 号	川崎市農業委員会委員の選任について
議案第	1 0 0 号	等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について
議案第	1 0 1 号	市道路線の認定及び廃止について
議案第	1 0 2 号	令和 8 年度川崎市一般会計補正予算
議案第	1 0 3 号	令和 8 年度川崎市自動車運送事業会計補正予算
議案第	1 0 4 号	令和 7 年度川崎市工業用水道事業会計補正予算についての市長の専決処分の承認について
報告第	2 号	令和 7 年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について
報告第	3 号	令和 7 年度川崎市一般会計事故繰越し繰越額の報告について
報告第	4 号	令和 7 年度川崎市卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
報告第	5 号	令和 7 年度川崎市港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
報告第	6 号	令和 7 年度川崎市病院事業会計予算繰越額の報告について
報告第	7 号	令和 7 年度川崎市下水道事業会計予算繰越額の報告について
報告第	8 号	令和 7 年度川崎市水道事業会計予算繰越額の報告について
報告第	9 号	令和 7 年度川崎市工業用水道事業会計予算繰越額の報告について
報告第	1 0 号	川崎市情報公開条例第 3 5 条の規定による運営状況の報告について

報告第	1 1 号	川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第 2 3 条の規定による運営状況の報告について
報告第	1 2 号	川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第 1 1 条の規定による運営状況の報告について
報告第	1 3 号	地方自治法第 1 8 0 条の規定による市長の専決処分の報告について

令和 8 年 第 2 回 川 崎 市 議 会 定 例 会
議 事 日 程 第 3 号

令和 8 年 6 月 1 1 日 (木)
午 前 1 0 時 開 議

第 1

- | | | |
|-----|---------|---|
| 議案第 | 7 6 号 | 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 7 7 号 | 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 7 8 号 | 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 7 9 号 | 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 8 0 号 | 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 8 1 号 | 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 8 2 号 | 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 8 3 号 | 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 8 4 号 | 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 8 5 号 | 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 8 6 号 | 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 8 7 号 | 川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 8 8 号 | 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 8 9 号 | 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 9 0 号 | 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 9 1 号 | 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 9 2 号 | 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 9 3 号 | 川崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 9 4 号 | 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処分の承認について |
| 議案第 | 9 5 号 | 高津区保育・子育て総合支援センター新築工事請負契約の締結について |
| 議案第 | 9 6 号 | 東扇島堀込部埋立その4他工事請負契約の締結について |
| 議案第 | 9 7 号 | 宮前区における町区域の変更について |
| 議案第 | 9 8 号 | 川崎市田島コミュニティセンターの指定管理者の指定について |
| 議案第 | 9 9 号 | 川崎市農業委員会委員の選任について |
| 議案第 | 1 0 0 号 | 等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について |
| 議案第 | 1 0 1 号 | 市道路線の認定及び廃止について |
| 議案第 | 1 0 2 号 | 令和 8 年度川崎市一般会計補正予算 |
| 議案第 | 1 0 3 号 | 令和 8 年度川崎市自動車運送事業会計補正予算 |
| 議案第 | 1 0 4 号 | 令和 7 年度川崎市工業用水道事業会計補正予算についての市長の専決処分の承認について |
| 報告第 | 2 号 | 令和 7 年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について |
| 報告第 | 3 号 | 令和 7 年度川崎市一般会計事故繰越し繰越額の報告について |
| 報告第 | 4 号 | 令和 7 年度川崎市卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について |
| 報告第 | 5 号 | 令和 7 年度川崎市港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について |
| 報告第 | 6 号 | 令和 7 年度川崎市病院事業会計予算繰越額の報告について |
| 報告第 | 7 号 | 令和 7 年度川崎市下水道事業会計予算繰越額の報告について |
| 報告第 | 8 号 | 令和 7 年度川崎市水道事業会計予算繰越額の報告について |
| 報告第 | 9 号 | 令和 7 年度川崎市工業用水道事業会計予算繰越額の報告について |
| 報告第 | 1 0 号 | 川崎市情報公開条例第 3 5 条の規定による運営状況の報告について |

報告第	1 1 号	川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第 2 3 条の規定による運営状況の報告について
報告第	1 2 号	川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第 1 1 条の規定による運営状況の報告について
報告第	1 3 号	地方自治法第 1 8 0 条の規定による市長の専決処分の報告について

第 2

請願・陳情

令和8年第2回川崎市議会定例会議案付託表

令和8年6月11日

付 託 委 員 会	案 件
総 務 委 員 会 (4)	議案第 76号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 94号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処分の承認について 議案第 99号 川崎市農業委員会委員の選任について 議案第102号 令和8年度川崎市一般会計補正予算
文 教 委 員 会 (12)	議案第 80号 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 81号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第 82号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第 83号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第 84号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第 85号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 86号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 92号 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 93号 川崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 95号 高津区保育・子育て総合支援センター新築工事請負契約の締結について 議案第 97号 宮前区における町区域の変更について 議案第 98号 川崎市田島コミュニティセンターの指定管理者の指定について
健康福祉委員会 (4)	議案第 77号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 78号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 79号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 91号 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
まちづくり委員会 (6)	議案第 87号 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 88号 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 89号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第 90号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について 議案第100号 等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について 議案第101号 市道路線の認定及び廃止について
環 境 委 員 会 (3)	議案第 96号 東扇島堀込部埋立その4他工事請負契約の締結について 議案第103号 令和8年度川崎市自動車運送事業会計補正予算 議案第104号 令和7年度川崎市工業用水道事業会計補正予算についての市長の専決処分の承認について

令和 8 年第 2 回川崎市議会定例会

請 願 陳 情 文 書 表

(その 1)

請 願 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	請 願 提 出 者	紹 介 議 員	要 旨	付託委員会
39	8. 6. 3	中東情勢によるナフサ ショック等の建設資材 緊急対策に関する請願	川崎区 川崎建設労働組合連 合会会長 ほか 2 団体、 1,865 名	渡 辺 学	1 ナフサショックの元であるイラン戦争の終 結に向けた外交交渉の意見書を国へ提出する こと。 2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 の一部を地域経済の基盤である建設業へ経営 支援や生活支援などの直接支援に割り当てる こと。 3 中・小規模建設会社へ固定費や人件費の支 援を行うこと。 4 物価高騰緊急対策の政策を早急に創設する よう意見書を国へ提出すること。 5 ナフサ由来製品等及びシンナー流通の目詰 まりの早急解消を求める意見書を国へ提出す ること。 6 建設資材などの出荷停止や値上げ、供給制 限と購入制限、会社によつての流通の偏りが なぜ起きているのか、実態調査と原因調査を して公表すること。	総務委員会

受理番号	受理年月日	件 名	請 願 提 出 者	紹 介 議 員	要 旨	付託委員会
40	8. 6. 3	等々力緑地再編整備に伴うテニスコートの休止期間撤回に関する請願	中原区 等々力コートを受する会 ほか 1,521 名	矢 沢 孝 雄 川 島 雅 裕 宗 田 裕 之	現在予定されている等々力テニスコートの長期休止につきまして、日頃より施設を利用している市民として、休止期間が長期に及ぶことによる市民スポーツ活動への影響及び工事期間・工程の情報が十分に共有されていないことについて、強い懸念を抱いております。 つきましては、市民スポーツの継続的な発展のため、要望いたします。 1 工事工程の見直しにより休止期間をなくし、継続的に使用可能とすること。 2 工事計画・進捗状況の市民への丁寧な情報公開を行うこと。 3 万一休止期間が生じる場合には、他施設の優先利用枠など、実効性のある代替措置を講じること。 4 利用者との意見交換の場を設け、市民の声を計画に反映すること。	まちづくり 委員会

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
147	8. 4. 6	セットバック済道路の 寄附制度及び維持管理 に関する制度改善を求 める陳情	中原区在住者	セットバック済道路の寄附が、市の基準により実質的に不 可能となっている現状を改善し、市民に過度な維持管理負担 が生じないよう、寄附制度及び狭あい道路の運用の見直しを 求めるもの。	まちづくり 委員会
148	8. 4. 15	井田病院への乗り継ぎ なしのバスの運行に関 する陳情	高津区在住者 ほか 883名	久末・蟹ヶ谷地域は、市営住宅だけで8か所、県営住宅3 か所など団地が集中しています。しかし、路線バスが少なく、 特に最も近い市立病院である井田病院までは、通常、乗り継 ぎが必要で、タクシーでは往復3,000円近くかかります。乗り 継いで行けば井田病院まで行けますが、乗り継ぎはきつく、 雨の中待ってられないという声が多いのが実態です。 井田病院と久末・蟹ヶ谷地域を結ぶ乗り継ぎなしのバスの 運行を求めます。	環境委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
149	8. 4. 22	王禅寺西第3号線（平成30年認定）の整備継続・整備中の道路補修に関する陳情	麻生区在住者	王禅寺西第3号線は整備途中で、下水道整備工事計画実行中とはなっていますが、約50%の整備から停滞している状況です。停滞中・整備完了後の道路補修を定期的に依頼できるようにするため、古すぎる確約書の抹消をお願いします。 確約書の内容ですが、平成10年3月1日付で市長に対して、「私道の公道移管に際し、同意が未了の方々の道路敷地寄附申請がされない場合、当該道路路線に対して、一切の整備がなされないことを了解し、市に対して整備の要望をしないことを確約いたします。」との内容で作成しており、当時の自治会長、道路委員長、測量会社が署名捺印しています。 問題解消の足掛かりとして、確約書の抹消をお願いします。	まちづくり 委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
150	8. 5. 1	庁舎における省エネルギー取組の可視化についての陳情	多摩区在住者	庁舎における省エネルギー取組について、効果の可視化及び結果の公表を行うこと。あわせて、市が模範となり、市民や将来世代に資する取組として継続的に改善する仕組みを構築すること。 1 庁舎における省エネルギー取組について、施策ごとの効果を数値として把握し、可視化すること。 2 取組の成果について、定期的に公表する仕組みを整備すること。 3 省エネルギーに関する目標（指標）を設定し、検証及び改善を行う体制を構築すること。	環境委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
151	8. 5. 1	川崎市における自転車 利用に関する情報提供 のあり方についての陳 情	多摩区在住者	「かわチャリメールマガジン」の未配信状態を是正し、今後の方針を明確にすること。あわせて、L I N E等を活用し、市民に情報が確実に届く仕組みを構築すること。 1 「かわチャリメールマガジン」の今後の方針について、継続、改善、廃止のいずれとするのかを明確にし、市民に分かりやすく説明すること。 2 廃止する場合には、それに代わる情報提供の手段として、L I N E等を活用した仕組みを検討し、利用者にとって情報を受け取りやすい環境を整備すること。 3 市営駐輪場に関する情報について、適時かつ継続的に発信される体制を整備すること。	まちづくり 委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
152	8. 5. 7	市営住宅におけるゴミ置き場清掃体制及び住民構成に関する改善についての陳情	川崎区 市営大島住宅自治会自治会長	市として清掃体制及び住民支援の在り方について、制度の改善を御検討いただきたく、陳情いたします。 1 高齢者及び障害者が多数を占める市営住宅における清掃体制の見直し 2 ゴミ置き場清掃に関する行政支援（補助制度・代替策等）の検討 3 多様な住民に対し、自治会活動への参加を促進するための支援策の検討 4 自治会運営が困難な住宅への行政的サポートの仕組みの検討 5 住民構成が偏った市営住宅における管理負担軽減策の検討 6 住宅供給公社による清掃業務委託先紹介及び支援体制の改善 7 他自治体の事例を踏まえ、市営住宅全体の運営維持に向けた制度的対策の検討	まちづくり委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
153	8. 5. 8	管理職時間外勤務申請制度の実効性確保についての陳情	多摩区在住者	管理職時間外勤務申請制度について、実施状況を把握し、制度の実効性を検証の上、必要な改善又は見直しを講じていただきたい。 当該制度について、申請率等の客観的指標により実施状況を的確に把握し、その結果を明らかにするとともに、制度運用に関する基準の整理及び全庁的な統一を図られたい。また、当該制度が勤務実態の把握及び組織運営に資するものとなっているかについて検証を行い、その結果に基づき、必要な改善又は見直しを講じられるよう陳情するものである。	総務委員会
154	8. 5. 20	公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求める陳情	麻生区 学校教育の中立性と透明性を守る神奈川県民の会 川崎市代表	市の公立中学校における平和教育、修学旅行及び校外学習の政治的中立性、適正性及び安全性を確保するため、陳情いたします。 - 公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。 - 保護者への説明責任並びに修学旅行及び校外学習の安全管理を徹底すること。 - 過去の修学旅行及び平和学習等の記録を確認すること。 3に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。	文教委員会

受理番号	受理年月日	件名	陳情提出者	要旨	付託委員会
155	8. 6. 2	南側建物における高度地区北側斜線制限違反に対する建築確認済証の取消処分、日照権侵害の救済及び確保（８メートルの建物の高さにすること）並びに行政の不作為の是正に関する陳情	高津区在住者	南側建物（新宅）は、設計士による設計図作成の段階から、建築基準法に規定する高度地区の北側斜線制限に違反した虚偽記載及び虚偽申請にて建築確認申請を行った。建築確認済証の取消処分及び日照権の確保のための建物の是正勧告（建物の高さを８メートルにすること）について、早急に適切な御判断をよろしくお願い申し上げます。	まちづくり委員会

令和 8 年 第 2 回 川 崎 市 議 会 定 例 会
議 事 日 程 第 4 号

令和8年6月18日（木）
午前 10 時 開 議

第 1

議案第	76号	川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	77号	川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	78号	川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	79号	川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	80号	川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	81号	川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第	82号	川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第	83号	川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第	84号	川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第	85号	川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	86号	川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	87号	川崎市都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	88号	川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	89号	川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	90号	川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	91号	川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第	92号	川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	93号	川崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
議案第	94号	川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処分の承認について
議案第	95号	高津区保育・子育て総合支援センター新築工事請負契約の締結について
議案第	96号	東扇島堀込部埋立その4他工事請負契約の締結について
議案第	97号	宮前区における町区域の変更について
議案第	98号	川崎市田島コミュニティセンターの指定管理者の指定について
議案第	99号	川崎市農業委員会委員の選任について
議案第	100号	等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について
議案第	101号	市道路線の認定及び廃止について
議案第	102号	令和8年度川崎市一般会計補正予算
議案第	103号	令和8年度川崎市自動車運送事業会計補正予算
議案第	104号	令和7年度川崎市工業用水道事業会計補正予算についての市長の専決処分の承認について

第 2

報告第	2号	令和7年度川崎市一般会計繰越明許費繰越額の報告について
報告第	3号	令和7年度川崎市一般会計事故繰越し繰越額の報告について
報告第	4号	令和7年度川崎市卸売市場事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
報告第	5号	令和7年度川崎市港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
報告第	6号	令和7年度川崎市病院事業会計予算繰越額の報告について
報告第	7号	令和7年度川崎市下水道事業会計予算繰越額の報告について

報告第	8号	令和7年度川崎市水道事業会計予算繰越額の報告について
報告第	9号	令和7年度川崎市工業用水道事業会計予算繰越額の報告について
報告第	10号	川崎市情報公開条例第35条の規定による運営状況の報告について
報告第	11号	川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例第23条の規定による運営状況の報告について
報告第	12号	川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第11条の規定による運営状況の報告について
報告第	13号	地方自治法第180条の規定による市長の専決処分報告について

第 3

請願第	36号	川崎市民プラザの存続を求める要望に関する請願
請願第	38号	J R 中野島駅の踏切（中野島第二踏切）の危険解消と北口臨時改札口の利用拡充を求める請願

第 4

議案第105号	令和8年度川崎市一般会計補正予算
---------	------------------

第 5

議員提出議案第1号	川崎市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
-----------	---

第 6

意見書案第	6号	学校給食無償化に向けた財源確保の早期実現を求める意見書
意見書案第	7号	ドナーミルクの安定供給の促進を求める意見書
意見書案第	8号	特別市制度に関する県民の適切な理解及び建設的な議論の推進を求める意見書
意見書案第	9号	安定した住まいの確保及び居住支援の抜本的強化を求める意見書
意見書案第	10号	皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書
意見書案第	11号	皇位の男系継承維持を求める意見書
意見書案第	12号	校外活動における安全管理体制の確保を求める意見書
意見書案第	13号	国家情報会議設置法の廃止を求める意見書

令和8年6月12日

川崎市議会議長

原 典 之 様

総務委員長

石 田 康 博

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 76号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について

（原案可決）

議案第 94号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決
処分の承認について

（承認）

議案第 99号 川崎市農業委員会委員の選任について

（同意）

議案第102号 令和8年度川崎市一般会計補正予算

（原案可決）

【令和８年第２回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和８年６月１８日 総務委員長 石田 康博

○「議案第７６号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第９４号 川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処分の承認について」

《主な質疑・答弁等》

＊本条例の改正に至った経緯について

米国関税措置が自動車産業に及ぼす影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車購入時における負担を軽減するため、軽自動車税の環境性能割が廃止され、現行の軽自動車税の種別割を軽自動車税とする所要の改正が行われたことに伴い、本条例を改正するものである。

＊本条例の附則にアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例が明記されている理由について

アメリカ合衆国軍隊の構成員等に対する軽自動車税の徴収方法及び税率等については、地方公共団体の条例で定めることが法令で規定されていることから、当該条例を定めている。

《意見》

＊アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車税の特例措置に関しては賛同できないが、改正内容としては多くの市民が減税の恩恵を受けることから、本議案には賛成する。

《審査結果》

全会一致承認

○「議案第９９号 川崎市農業委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第１０２号 令和８年度川崎市一般会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

令和 8 年 6 月 1 2 日

川 崎 市 議 会 議 長

原 典 之 様

文 教 委 員 長

小 堀 祥 子

文教委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

記

議案第 8 0 号 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

議案第 8 1 号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

議案第 8 2 号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

議案第 8 3 号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

議案第 8 4 号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

議案第 8 5 号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

議案第 8 6 号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

議案第 9 2 号 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について（原案可決）

議案第 9 3 号 川崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第 9 5 号 高津区保育・子育て総合支援センター新築工事請負契約の締結について
(原案可決)

議案第 9 7 号 宮前区における町区域の変更について
(原案可決)

議案第 9 8 号 川崎市田島コミュニティセンターの指定管理者の指定について
(原案可決)

令和8年6月12日

川崎市議会議長

原 典 之 様

文教委員長

小 堀 祥 子

文教委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条及び第94条の規定により報告します。

記

請願第36号 川崎市民プラザの存続を求める要望に関する請願

（採 択）

【令和８年第２回定例会 文教委員会委員長報告資料】

令和８年６月１８日 文教委員長 小堀 祥子

- 「議案第８０号 川崎市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第８１号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 条例に記載のある「子育てに関する知識及び経験を有する者」の内容について

国の通知に基づき、特定理学療法士等の保育所等における勤務経験が３年以上である場合、又は勤務経験が３年未満の場合であっても、理学療法士の資格に加え、子育て支援員研修等の国が定めた研修を修了した場合のいずれかに該当する者である。

* 今回の内閣府令改正内容を本市条例に反映しないこととする考えに至らなかった理由について

障害児の増加や各種保育ニーズ増加への対応を踏まえ、内閣府令の改正に至った経緯があり、本市条例においてその改正内容を反映しない取扱いとはしなかった。

* 条例による基準改正の内容に関する指導監査について

今回の改正は、保育の質の向上とともに、職員確保に資する側面があると認識しており、引き続き指導監査等を通じ、適切な運用状況について確認する方針である。

* 特定性犯罪事実該当者の具体的な定義について

特定性犯罪事実該当者の定義は国から示されており、拘禁刑の有罪判決が確定した者については、刑の執行終了から２０年が経過していない場合、特定性犯罪で執行猶予付きの有罪判決を受けた者は、裁判の確定日から１０年が経過していない場合、特定性犯罪で罰金刑の有罪判決を受けた者は、刑の執行が終わってから１０年が経過していない場合等と定義されている。

* 特定性犯罪事実の確認対象者の範囲について

特定性犯罪事実の確認対象者としては、法令等の施行前から勤務している職員等も対象に含まれる。

* 犯罪歴が判明した職員の配置転換後の業務内容について

児童の安全を確保する観点から児童に関わらない範囲での職務に従事すること等を想定している。

* 個人の犯罪歴等の情報管理方法に関する事業者への周知について

今後、弁護士による動画配信を活用した研修を実施するなど、周知を図るとともに、本庁及び区役所等で連携し、事業者からの相談等に対応する予定である。

*** 市内保育園等施設における犯罪事実確認実施状況の本市のモニタリング方法について**

極めて機密性の高い個人情報であるため、監査の機会等を通じて市内保育関係施設の各職員の犯罪事実確認情報を本市で収集することは検討していない。しかし、各施設における実施状況及び施設における情報管理状況については、モニタリングを実施する必要があると認識している。

*** 特定性犯罪事実該当者への対応が施設任せになる可能性について**

特定性犯罪事実該当者であっても労働法等の保護により、即時解雇とはならず、配置転換等での対応が基本となることから、市内保育関係施設の規模や運営状況が様々であることを踏まえると、市が個別の事案について対応を指示することは困難であると認識している。今後、国からの通知を踏まえ、本市の対応方法の在り方について検討する見込みである。

*** 12月の法令等の施行に向けた各種作業等の取組状況について**

制度導入に際して必要となる各施設によるシステム利用のためのアカウント取得等、市内保育関係施設に対し、法令等の施行に伴い必要となる確認事項等について周知を実施している。

*** 市内保育園等の施設数及び職員数について**

民設民営の認可保育園は市内に約430施設あり、地域型保育事業と併せた場合には約500施設あると認識している。また、当該関係施設に勤務する職員は合計約8,000人である。

《意見》

- * 今回の法令等の改正に伴う対応に苦慮しているとの意見を事業者及び利用者から仄聞しているため、市として丁寧な相談対応及び情報発信を心掛けてほしい。
- * 事業者及び利用者が相談先に迷うことのないよう、問い合わせ窓口の明確化を図ってほしい。
- * 保育の質が担保されるよう、監査体制等の強化を検討してほしい。
- * 特定性犯罪事実該当者への対応について、現場である施設任せにせず、行政としての管理監督責任を果たしてほしい。
- * 理学療法士を保育士として見なすとの基準緩和には課題があるものの、保育士の配置基準を引き上げること及び子どもを性犯罪から守るとの改正の趣旨を踏まえ、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第82号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 条文中に「当分の間」との文言が盛り込まれた理由について**

学級規模を30人以下とすることに伴い、クラス編成の検討、職員増員及び教室施設の整備が必要である可能性を考慮し、一定期間の猶予を設けている。また、

この内容は国において定めたものである。

*** 条例改正による認定こども園への影響について**

既に30人以下で運営している保育施設が多いため、おおむね影響がないものと認識している。

《意見》

*** 理学療法士を保育士として見なすとの基準緩和には課題があるものの、保育士の配置基準を引き上げること及び子どもを性犯罪から守るとの改正の趣旨を踏まえ、本議案には賛成である。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第83号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

*** 理学療法士を保育士として見なすとの基準緩和には課題があるものの、保育士の配置基準を引き上げること及び子どもを性犯罪から守るとの改正の趣旨を踏まえ、本議案には賛成である。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第84号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 条例改正により可能となる満3歳以上限定小規模保育事業に関する運営基準について**

満3歳以上限定小規模保育事業は、小規模保育A型と同様の運営基準である。具体的には、職員配置基準が3歳児15人に対して職員1人、4歳及び5歳児25人に対して職員1人を配置する必要がある。また、施設面積基準が児童1人当たり約1.98平方メートル、園庭基準が児童1人当たり3.3平方メートル以上を確保しなければならない。

*** 他の小規模保育施設類型への満3歳以上限定小規模保育事業の対象拡大について**

満3歳以上限定小規模保育事業を小規模保育施設B型及びC型の施設に対し、対象拡大する方針について、現時点では具体的な議論については認識していない。

*** 本市における小規模保育事業を展開している運営法人の状況について**

小規模保育事業所等は市内に86施設あり、その運営法人の大部分が株式会社による運営である。

《意見》

*** 今回の法改正により可能となる満3歳以上を限定小規模保育事業の導入については株式会社による参入が予想される。株式会社による運営は、利益の確保が前提となることから人件費が削減される傾向にあり、保育の質の低下を招くこ**

とや、この規制緩和の動向により小規模保育施設B型及びC型にも3歳以上の限定小規模保育事業が拡大すること等について懸念があるものの、子どもを性犯罪から守るとの改正の趣旨を踏まえ、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第85号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

- * 小規模保育事業を3歳から5歳限定で実施可能とした場合、株式会社が運営する保育施設の増加を招くことが懸念される。株式会社による運営の場合、人件費比率が低い傾向にあるため、保育の質の担保に課題があると認識していることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

- 「議案第86号 川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第92号 川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について」

- 「議案第93号 川崎市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも市民館・図書館への指定管理者制度の導入に関する内容であるため、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

- * 現在、指定管理者制度を導入している市民館・図書館及びその導入時期について

中原市民館、高津市民館、高津市民館橘分館、高津図書館橘分館、多摩市民館、麻生市民館、麻生図書館、麻生市民館岡上分館及び麻生図書館柿生分館で指定管理者制度を導入している。また、導入時期については、当該施設のうち、中原区及び高津区の施設が令和7年4月であり、多摩区及び麻生区の施設が令和8年4月である。

- * 指定管理者制度導入後の市民館・図書館に対する利用者の意見について

利用者懇談会などを通じて利用者の意見を集約している。指定管理者制度導入後の市民館・図書館について、雰囲気明るくなった、職員の対応が良いとの好意的な評価が寄せられており、施設全体として、現時点で課題については認識していない。

- * 指定管理者制度導入後の市民館・図書館の職員配置数の妥当性について

施設運営上必要な人員は確保されており、施設運営に支障はないものと認識し

ている。

- * 指定管理者制度導入後の市民館・図書館の雇用形態及び賃金水準の把握状況について

各施設における雇用形態及び給与水準については、現在、確認中である。

《意見》

- * 指定管理者による運営移行後に雇用される職員の人員配置状況及び給与水準については事業者の経営手法に関わる内容として外部に示されない場合があるとのことだが、実態について把握し、公表してほしい。
- * 市民館・図書館は社会教育施設であり、憲法に基づく学ぶ権利の保障に資する重要な施設であることから、運営を民間に委ねることについては慎重であるべきである。また、指定管理者制度により、職員の雇用の不安定化、専門性の低下及び指定管理期間ごとに管理者が変更となる可能性がある等の理由から本議案には賛成できない。

《議案第 9 2 号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第 9 3 号の審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第 9 5 号 高津区保育・子育て総合支援センター新築工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

- * 施設新築後の地域子育て支援センターかじがや廃止の可能性について

地域子育て支援センターかじがやのような単独型の施設については、保育・子育て総合支援センターの整備に伴い、統廃合することが基本方針であるが、現時点では未定である。今後、関係局との協議を踏まえ、方向性を検討していく予定である。

- * 周辺の交通利便性の向上に向けた取組実施の可能性について

現地周辺の交通課題について認識しているものの、今回の新築工事計画には、周辺の交通利便性の向上に向けたインフラ整備は含まれていない。今後、地域住民等からの要望などを踏まえながら、関係局と連携し、対応を検討する予定である。

《意見》

- * 保育・子育て総合支援センターの新築後、既存の地域子育て支援センターは統廃合される傾向にあるが、子育て支援施設は地域において身近な環境に立地していることが重要であり、施設の集中には課題があると認識している。
- * 交通利便性の向上に向け、歩道橋の整備等について検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 9 7 号 宮前区における町区域の変更について」

《主な質疑・答弁等》

＊町区域の変更に至った経緯について

鷺沼駅前地区の再開発事業に伴い、住居表示における町界変更の実施基準に準じて、市道の区域の変更に合わせて、鷺沼１丁目と３丁目の町界を変更するものである。

《意見》

＊本議案は鷺沼駅前地区の再開発事業に伴うものであり、再開発事業に反対していることから本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第９８号 川崎市田島コミュニティセンターの指定管理者の指定について」

《主な質疑・答弁等》

＊指定管理予定者の本市における他施設等の運営実績の有無について

指定管理予定者は、本市の他施設における運営実績はない。

＊指定管理予定者における地域特性の理解の促進に向けた取組について

約２年間の開設準備期間を活用し、地域特性について理解を深める方針であり、川崎区役所等が理解の促進に向け、地域参加への取組を支援する予定である。

＊高齢者向け機能及び子ども向け機能の両立に向けた具体的な取組について

これまでに施設内の動線の交差等による安全面への不安について意見があったものの、建物のバリアフリー化、利用時間及び利用空間の分離等により対応していく方針である。

＊新たなコミュニティセンターの設計見取図の作成状況及び設計に関する市民意見聴取の予定について

現在、地域住民等から聴取した意見を踏まえ、設計見取図を作成中である。
また、設計図面が完成に近づいた段階で、説明会を実施する予定である。

＊指定管理予定者における放課後健全育成事業等の実績について

指定管理予定者における放課後健全育成事業等の実績はない。

＊わくわくプラザ及びこども文化センターの運営知識及び技術の継承について

約２年間の引継ぎ準備期間において知識及び技術を継承する予定であり、また、現在、当該施設で勤務中の職員については、本人の意思を確認した上で、指定管理予定者の法人へ移籍する等の対応について、新旧指定管理者と調整する機会を設ける方針である。

＊選定評価委員会における指定管理予定者の提案内容について

子ども向けの提案として、市内企業従事者が講師を務める子どもおしごとランドを開催することや、高齢者向けの市民講座を毎日企画し、健康増進と併せて交流の場を設ける取組について提案があった。また、多世代対象の取組として、市内企業及び障害者施設の生産物を販売する販売会等が提案された。

＊選定評価委員会における評価委員の主な意見について

他自治体における実績があり、その知見等の活用に期待したいとの意見のほ

か、多世代交流の場及び新しいコミュニティに関する提案内容が明白であり、新しい試みが見込まれるとの意見があった。

*** 災害対応に関する仕様書の内容について**

現地の地域特性上、震災時の建物倒壊、道路損壊に加え、津波及び高潮の被害が想定される地域であり、防災備蓄として、水、食料及び携帯トイレ等の備蓄、災害時の区本部との情報連携及び地域への情報発信を支所として実施する。また、平時における防災訓練等の実施について仕様書に記載している。

*** 災害時の市と指定管理予定者の連携について**

災害時の対応として、指定管理予定者、川崎区役所及び市民文化局で密に連携するよう協議を進めていく予定である。

《意見》

- * 建物設計に市民意見を反映する機会を設けてほしい。**
- * 指定管理者の変更により、利用者に影響が生じないように努めてほしい。**
- * 以前のこども文化センターの指定管理者変更時の反省を生かし、新旧指定管理者の職員が同時に勤務する日程を確保するなどの方法により、円滑な引継ぎに努めてほしい。**
- * 令和元年東日本台風時の対応に関する反省を生かし、災害時の対応については市と指定管理予定者は適切に連携してほしい。**
- * 指定管理者予定者における防災上の地域特性に関する知識及び技術の習得について、徹底してほしい。**
- * 指定管理者制度に関する課題に加え、こども文化センター及び老人いこいの家を統廃合し、設置することとなった本施設の設立に反対した経緯から、本議案には賛成できない。**

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「請願第36号 川崎市民プラザの存続を求める要望に関する請願」

《請願の要旨》

利用者、周辺住民、町内会・自治会の声をよく聴いて、これまでの川崎市民プラザが果たしてきた機能・規模を十分考慮して、市民の要望を十分取り入れ、建て替えも含め整備、存続させることを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

川崎市民プラザは、高津区新作に所在し、昭和54年に開設された大規模公共施設であり、健康増進、文化振興、市民交流及び地域防災の拠点として、長年、地域に親しまれてきた。現在においても、近隣住民を中心に一日平均で約700人が利用し、各種講座及び地域イベント等の開催を通じて重要な役割を果たしている。

一方で、開設から47年が経過し、施設全体の老朽化が進行しており、今後、各種課題への対応等に係る工事等を実施した場合には、多額の費用を要する見込みである。

また、利用者数の減少、施設内の未利用諸室の存在及び類似機能の重複など、施

設運営上の課題が顕在化していることに加え、少子高齢化及び人口減少の進行、気候変動の影響による災害リスクの増大、さらには物価及び建設費の高騰等、社会経済環境は厳しさを増している状況である。

これらの状況を総合的に勘案し、現施設の機能及び規模を維持することは合理的ではないと判断した結果、令和8年度末をもって現施設の利用を終了することを一昨年度に公表し、既存機能及び地域特性を踏まえつつ、社会課題に柔軟に対応可能な新たな施設整備を進めることなどの基本的な考え方を昨年度に策定した。

なお、周辺地域においては同様の機能を有する公共施設が少ない状況であり、特に体育施設については、代替先の確保が困難な状況にあることから、地域ニーズへの適切な対応が重要な課題となっている。

今後は、基本的な考え方を踏まえ、取り巻く環境の変化及び官民の役割分担等を踏まえつつ、施設機能の合理化及び最適化を図り、将来にわたり持続可能で、かつ半世紀先を見据えた適正な機能及び規模を備えた施設の整備について検討を進める方針である。

《主な質疑・答弁等》

*** 仮に現施設を修繕及び耐震化した場合の費用について**

試算では、修繕に必要な費用として約41億円、耐震化については約14億円を見込んでおり、建設工事費デフレーターの影響により、今後、更なる高騰が予想される状況である。

*** 閉鎖期間中の本館の部分利用に関する可能性について**

市民プラザの敷地には急傾斜地が多く、安全対策の都合上、閉鎖期間中の部分利用については検討していない状況である。

*** 閉鎖期間中の本館を除いた諸施設の利用について**

現在、敷地内の小高庵、日本庭園及び子どもの遊び場等については、閉鎖期間中の利用の可否について検討中である。

*** 市民プラザ内の温水プールに関する利用者からの意見について**

市長への手紙、メール及び電話等で温水プールについては、再整備後にも残してほしいとの意見が寄せられている状況である。

*** 市民プラザ閉鎖期間中の温水プールの代替施設について**

市内の公共施設としては、麻生区のヨネッティ王禅寺、又は多摩区のスポーツセンター等を想定している。

*** 市民プラザ閉鎖期間中のバス路線の運行状況について**

市民プラザ利用者を除く近隣住民にも需要があることを認識しているため、閉鎖期間中のバス路線の取扱いについては関係局と協議する予定である。

*** 市民意見の聴取を目的とした説明会の実施方法及び時期について**

市民意見の聴取に関して、オープンハウス型説明会を高津区に限らず、全市で実施する方針である。また、ワークショップについては、地域住民や利用者を中心に、3回から4回程度実施する方針である。なお、実施時期については令和8年度の夏頃からを予定している。

*** 市民プラザ敷地内の土砂災害特別警戒区域への対策について**

敷地内の土砂災害特別警戒区域に対しては、今後、開発行為を行う際に安全対策が必要となることから、令和８年度に専門業者による基礎調査を実施する予定である。

*** 施設閉鎖の方針決定から閉鎖までの期間を約２年とした理由について**

令和４年度から老朽化等を踏まえた今後の方向性の検討を進めた結果、耐震性の不足をはじめとする諸課題等も合わせて判明したため、一昨年度に現施設の利用終了を決定したが、利用者の移行期間を考慮して約２年の猶予期間を設定した。

*** 市民プラザの利用による文化振興及び健康増進効果の認識について**

市民プラザの機能として、施設内設備による文化振興及び健康増進効果があることに加え、市民交流の場としての機能等、定量的評価が困難な部分の役割も有していると認識している。

*** 高津区における公共施設の資産マネジメント計画との連携状況について**

公共施設の資産マネジメントについては総務企画局の所管であるが、日常的に情報共有しており、市民利用施設の閉鎖及び改修時期の重複等を考慮しながら、今後も、近隣住民及び利用者に影響が生じないように連携する予定である。

*** 小高庵の維持管理方法及び予算について**

維持管理については、市民プラザ全体の保守工事予算の中から軽易工事として執行し、実施している。また、今後大規模工事を行う場合には、単独で予算を確保し、適切に維持管理を実施する方針である。

*** 近隣町内会による地域イベントの代替開催地について**

現在、数千人規模の参加がある新作第一町内会の盆踊り等を含め、市民プラザを会場としている地域イベントについて、代替の会場を模索している状況である。代替開催地等に関する相談には、高津区役所等も加わり、対応している。

《意見》

*** 温水プールは近隣の橋処理センターの建設に際し近隣住民との合意によって建設されたものであり、営業を継続するよう努めてほしい。**

*** 本館施設の天井構造について、耐震上の課題が生じていることを踏まえ、再整備後については、幕天井の採用なども検討してほしい。**

*** 市民意見の聴取を目的とした説明会等では市民意見を広く聴取することに努め、寄せられた意見については、今後の整備構想に反映し、周知を徹底するように努めてほしい。**

*** 敷地内の土砂災害特別警戒区域における安全確保の方向性について、明確に示してほしい。**

*** 敷地内は通勤通学の経路となっており、工事により通行の支障が生じないように努めてほしい。**

*** 敷地内にある小高庵については、存続を求める陳情が令和７年度の市議会文教委員会において、全会一致で採択されているため、存続に向けて十分に協議を実施してほしい。**

*** 敷地内にある小高庵の維持管理について、同時期に移設された愛知県犬山市の如庵と比較して、管理が行き届いていないように思われるため、管理を徹底してほ**

しい。

- * 規模の適正化により、必要な機能を縮小しないよう、十分に市民意見を聴取し、市民から喜ばれる再整備としてほしい。
- * 公共施設の資産マネジメントの取組と十分に連携し、高津区における住民の施設利用に不便がないよう努めてほしい。
- * 敷地内にある子どもの遊び場については近隣保育施設の園庭代わりとして活用されているため、本館閉鎖期間中も利用が可能となるように努めてほしい。
- * 本館の再整備に際しては、帰宅困難者一時滞在施設としての機能等を備えることを想定し、施設規模及び備蓄物資の規模の適正化について検討に努めてほしい。
- * 地域イベントで市民プラザを利用していた町内会・自治会に対しては、説明会の意見聴取ではなく個別にヒアリング等を実施してほしい。

《取り扱い》

- ・ 高津区民のほか多くの市民が市民プラザを利用している現状に加え、本施設の立地条件等の状況を鑑み、本請願は趣旨採択すべきである。
- ・ 本請願は利用者及び近隣住民の意見を十分に聴取し、再整備後の市民プラザに反映するように求める内容であり、趣旨には賛同できるため、本請願は趣旨採択すべきである。
- ・ 現在、市民プラザにて行われている各種イベント及び講座を今後に継続するためには施設存続が重要であり、その趣旨を踏まえ、本請願は趣旨採択すべきである。
- ・ 費用面における課題に限らず、ごみ処理センターに隣接している特段の配慮を踏まえた場合、近隣住民や利用者が今回の請願で求めた趣旨については賛同できるため、本請願は趣旨採択すべきである。

《審査結果》

全会一致趣旨採択

令和 8 年 6 月 1 2 日

川 崎 市 議 会 議 長

原 典 之 様

健康福祉委員長

矢 沢 孝 雄

健康福祉委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

記

議案第 7 7 号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について （原案可決）

議案第 7 8 号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について （原案可決）

議案第 7 9 号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
（原案可決）

議案第 9 1 号 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条
例等の一部を改正する条例の制定について （原案可決）

【令和８年第２回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

令和８年６月１８日 健康福祉委員長 矢沢 孝雄

○「議案第７７号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 条例改正の概要について

本条例は、指定通所支援の事業等の運営等に関する基準の改正を行うものである。児童を性暴力から守るために、日頃から講ずべき措置、性被害が疑われるときの対応方法、特定性犯罪前科の有無の確認、児童対象性暴力等の防止のための措置及び特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置を事業所に課すことを目的としている。

* 義務対象事業所及び認定対象事業所の施設数について

市内における義務対象事業所数は、令和８年４月１日時点で、指定児童発達支援が２１０か所、児童発達支援センターが４か所、指定放課後等デイサービスが２４９か所、指定居宅訪問型児童発達支援が４か所、保育所等訪問支援が３２か所である。また、認定対象事業所数は、令和８年４月１日時点で、居宅介護が２３７か所、同行援護が４３か所、行動援護が５９か所、短期入所が３０か所であり、重度障害者等包括支援は対象事業所がない。

なお、同一事業所で複数サービスを提供する場合は、それぞれのサービスで１か所と計上する。

* 児童福祉法等の関連法の施行までの取組について

令和８年２月に義務対象事業所にシステム事前登録の案内を発出した。今後は県下５県市が共同運用する「障害福祉情報サービスかながわ」を活用したメール配信、年１回開催する指定障害福祉サービス事業所等に対する集団指導講習会及び個別に運営指導する場を活用しての周知並びに理解促進を図る予定である。

* 非正規職員における取扱いについて

職員の雇用形態にかかわらず、児童に接する業務に従事する場合は、犯罪事実確認の対象となる。

* 性犯罪歴を有することが判明した場合の対応について

本雇用前においては、募集の時点で性犯罪歴があれば内定取消しとなる旨が明記されている場合はその内容に即した対応が行われると想定される。また、既に雇用されている者の場合、児童と接しない職種への配置転換等が求められる。

* 別の職種への配置転換が困難な場合の対応について

性犯罪歴を有することが判明した者の処遇について、原則として対象事業所の責任により措置を講じることとなるが、対象事業所が適切な措置を行わない場合、市が指導する予定である。

* 障害児の保護者への制度概要に関する情報発信について

制度上の枠組みにおいては、保護者への周知及び啓発は対象事業所が対応する取扱いであるが、市としても保護者に向けた周知の必要性を認識しているため、市の取組について今後検討する予定である。

*** 本市独自の基準を設けない理由について**

国の基準を順守することで最低限の安全が確保されるものと位置付けられていることに加え、仮に独自の基準を設けた場合、複数の異なる自治体で事業所を設置する事業者の負担が増加する懸念から、独自の基準を設けない方針である。ただし、制度運用の過程で必要が生じた場合は状況に応じた対応を検討することが見込まれる。

*** 条例第60条において「指導訓練室」の名称を「発達支援室」に変更する理由及び改正の背景について**

今回のこども性暴力防止法の改正によるものではなく、国の基準の改正により指導訓練室の名称が発達支援室に改められたことに対応する改正である。障害児サービスの性質上、児童に指導訓練を行うものではなく発達に資するサービスを提供する場であることから名称を改めたものと認識している。

《意見》

*** 対象事業所ごとの実施状況に差異が生じないよう、事業所に全て委ねるのではなく市が主体的に取組を推進してほしい。**

*** 制度及び犯罪事実確認等の手続きが複雑であることから、実効性のある制度運用に向け、市が対象事業所に対して丁寧に説明及び周知を行ってほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第78号 川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 条例改正の概要について**

本条例は、指定障害児入所施設等の運営等に関する基準の改正を行うものである。児童を性暴力から守るために、日頃から講ずべき措置、性被害が疑われるときの対応方法、特定性犯罪前科の有無の確認、児童対象性暴力等の防止のための措置及び特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置を事業所に課すことを目的としている。

《意見》

*** 市が対象事業所に対して丁寧に説明及び周知を行ってほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第79号 川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

*** 保険料の特例減免の対象者数及び保険料収入不足額について**

令和 7 年度の課税状況を基にした概算によると、対象者数は約 9 0 0 人である。また、この場合の減額による影響額は約 2, 7 0 0 万円である。

*** 条例改正に伴うシステム改修費用及び予算の執行について**

税制改正及び特例減免への対応に係る介護保険システムの改修費用は、約 1, 0 4 1 万円である。令和 9 年度の介護保険制度改正に向け、令和 8 年度当初予算で計上したシステム改修費用約 7, 6 0 0 万円から先行して執行する予定である。

*** 保険料の減額に伴う補填等の検討について**

第 9 期介護保険事業計画においては、約 2, 7 0 0 万円の保険料収入の減額は計画値の範囲内であり、現時点では補填の必要性はないと認識している。

*** 今回のシステム改修が次期介護保険事業計画に向けたシステム改修に与える影響について**

今回のシステム改修により、今後実施が予定される改修の費用が膨大になることは見込んでいない。

《意見》

*** 介護保険料の算定誤りによる過徴収及び徴収漏れが発生しないよう、正確な算定処理をしてほしい。**

*** 介護保険料の特例に関して、令和 8 年第 1 回定例会で可決された議案第 7 1 号については、税制改正により保険料段階を下げるべき対象の市民の保険料段階が維持される内容の特例であったため、反対した経緯があるが、今回は特例により非課税世帯の負担が軽減するため、本議案には賛成である。**

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 9 1 号 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

令和 8 年 6 月 1 2 日

川 崎 市 議 会 議 長

原 典 之 様

まちづくり委員長

仁 平 克 枝

まちづくり委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

記

議案第 8 7 号 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施工条例の一部を改正する
条例の制定について (原案可決)

議案第 8 8 号 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第 8 9 号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の
一部を改正する条例の制定について (原案可決)

議案第 9 0 号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
(原案可決)

議案第 1 0 0 号 等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について
(原案可決)

議案第 1 0 1 号 市道路線の認定及び廃止について
(原案可決)

令和 8 年 6 月 1 2 日

川 崎 市 議 会 議 長

原 典 之 様

まちづくり委員長

仁 平 克 枝

まちづくり委員会審査報告書（請願）

本委員会に付託された下記の請願を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条及び第 9 4 条の規定により報告します。

記

請願第 3 8 号 J R 中野島駅の踏切（中野島第二踏切）の危険解消と北口臨時改札口
の利用拡充を求める請願（採 択）

【令和８年第２回定例会 まちづくり委員会委員長報告資料】

令和８年６月１８日 まちづくり委員長 仁平 克枝

○「議案第８７号 川崎都市計画事業登戸土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊登戸土地区画整理事業に類似する大規模な土地区画整理事業の過去の事例について

登戸土地区画整理事業は市施行による区画整理事業の本市における唯一の事例であり、前例はない。

＊登戸土地区画整理事業における仮換地明細書の案内数及びその申請数について

令和６年度に実施した仮換地明細書の手続きの案内は２，０００人を超える対象者に送付しており、申請があったのは約５００人である。

＊登戸土地区画整理事業による清算金の徴収に対する検討及び本市の考えについて

清算金の徴収に関し、優遇制度又は分割徴収を比較した結果、分割徴収を採用することとした。今後、対象者に対し、分割徴収の制度について丁寧に説明する予定である。

＊登戸土地区画整理事業による清算金の分割徴収に係る利子の利率について

清算金を分割徴収する場合の利子の利率は土地区画整理法施行令第６１条により利率を定めることとなっており、財政融資資金の貸付金利と同一の利率とし、現在の利率は１．７パーセントである。

＊今回の条例改正において清算金を分割徴収する場合の利子の利率を定める目的について

登戸土地区画整理事業の進捗に伴い、対象者へ清算金等について説明する時期を迎えており、清算金の分割徴収による利子の利率を含めた説明が必要なため規定するものである。

＊清算金の徴収及び交付に関する権利者数について

権利者数は現在精査中である。

＊他自治体における清算金の分割徴収による利子の利率の設定状況及び本市の考えについて

自治体によっては本市と異なる利率を適用している事例があるが、本市と同一の利率を採用している自治体も存在することから、本市においては財政融資資金の貸付金利と同一の利率を適用した。

《意見》

＊土地区画整理事業として前例がないことを踏まえ、居住継続を選択した住民に配慮した優遇制度の整備が必要であることから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第８８号 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊ 川崎市建築基準条例の改正による影響について

建築物の大規模な修繕及び模様替えによる改修において、外壁及び軒裏の現行基準への全面適合を要しない事例が増加する見込みである。これにより、老朽化した建築物の利活用や省エネルギー性能の向上を目的とした改修が円滑に実施できるようになる。

＊ 条例の改正により適用除外となる防火に関する規定について

建築物内部の主要構造部の改修を行う時、外壁及び軒裏の防火性能に関する規定が適用除外となる。

＊ 条例の改正により対象となる建築物の件数について

具体的な件数は把握できていない。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 89 号 川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

＊ 小田周辺地区における建築物の敷地面積の最低限度について

国の密集市街地に関する規定があり、小田周辺地区は 1 ヘクタール当たり 80 戸の区分に関する規定に当てはめ算出したところ、敷地面積の最低限度が約 65 平方メートルとなる。

＊ 条例改正に伴う建築物の取得に関する価格への影響について

今後、建築物の価格の上昇が想定されるが、今回の条例改正が主な要因ではなく、建設費の高騰を含む複数の要因によるものと認識している。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第 90 号 川崎市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」

○「議案第 100 号 等々力緑地再編整備・運営等事業の契約の変更について」

《一括審査の理由》

いずれも等々力緑地に関する内容であるため、2 件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

＊ 新施設に係る利用料金の変更に関する利用団体への周知について

令和 4 年 2 月に行政計画として利用料金の見直しの方針を掲げ、利用団体等へ周知した。

＊ 条例改正に伴う新施設の利用料金の設定方法等について

今回の条例改正は新施設の利用料金の設定における上限額を定めるものである。今後、利用料金の設定に当たっては、当該施設の指定管理者等から設定する利用料金額について提案を受け、市において当該料金の適正性等について審査を行う予定である。

- * 契約変更により整備業務等に係るサービス対価を追加することとなった経緯について

再編整備後の各施設における什器及び備品について従来の計画では、市が整備する予定であったが、工事とともに事業者が整備することで効率化が図られることから、追加に至った。

- * 契約変更によって生じる整備業務等のサービス対価費用４．５億円の主な内訳について

新陸上競技場の運動施設に係る備品であるマット及び棒高跳び用支柱の購入費並びに既存施設からの什器及び備品の移設に要する費用である。

- * 什器及び備品の新規購入並びに既存品の取扱いについて

什器及び備品の新規購入に重点を置くものではなく、既存設備に係る什器及び備品の活用並びに処分費の低減を図るとともに、什器及び備品の安全基準について考慮する予定である。

- * 新施設における運動広場・多目的広場の供用開始時期について

令和１１年度末に供用を開始する予定である。

- * 現在第１及び第２サッカー場の代替施設として使用している大西学園の設備に関する等々力緑地再編整備後の取扱いについて

今後の取扱いについては未定である。

- * 新施設におけるロッカー室及びシャワー室の利用料金を個別に設定することについて

利用料金の設定として、個別に設定せず設備の利用を含めた新施設の利用料として設定する。

- * 新施設を活用した子どもへのスポーツに親しむ機会の提供に関する取組について

今後、指定管理者等の関係者と調整を図り、検討を促す予定である。

- * 等々力球場、とどろきアリーナ及び陸上競技場へ今後導入を行う電力について

今後の当該施設で使用する電力について、全体の約８割は市内のごみ焼却により発電したもの、約２割を太陽光パネル等により発電したものとなる予定である。

- * 整備業務等のサービス対価の算定方法について

整備費、維持管理費及び水光熱費については、各費目に適合する指標に基づき算定している。

《意見》

- * 新施設の利用料金について市民に対し丁寧な説明を実施してほしい。

- * 新施設の利用料金の設定に当たっては、利用者負担割合５０パーセント以下の設定を図るとともに、利用料金の低減に関する経過措置等を検討してほしい。

- * 施設の再編整備と合わせて、子どもがスポーツに親しむ機会の創出に取り組んでほしい。

- * 再編整備に関する事業検証を、科学的見地をもって随時実施してほしい。

- * 公共施設は広く市民に利用されるべきであり、利用料金の引き上げは利用者の限定及び不公平の拡大につながるため、議案第９０号には賛成できない。

- * 等々力緑地の再編整備に係る事業費用の内訳が不明確なまま見積額を算出し、事

業費が増加するおそれがある点については以前から指摘しており、当初から本事業形態に反対の立場であることから、議案第１００号には賛成できない。

《議案第９０号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第１００号の審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第１０１号 市道路線の認定及び廃止について」

《主な質疑・答弁等》

＊市道路線の廃止に伴う子どもの遊び場の減少に係る影響について

本案件に起因する影響は生じないものと認識している。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第３８号 JR中野島駅の踏切（中野島第二踏切）の危険解消と北口臨時改札口の利用拡充を求める請願」

《請願の要旨》

JR中野島駅の北口臨時改札口の平日における開設時間を延長し、土曜日、日曜日及び祝日も開設すること。また、JR中野島駅に隣接する中野島第二踏切の危険解消及び中野島駅の利用に関して安全対策の拡充を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

JR中野島駅の一日平均乗車人数は約１万４，０００人で、周辺には中野島小学校及びカリタス学園が立地しており、通勤及び通学時間帯を中心に踏切利用者が多く、踏切付近の混雑解消による安全性の確保は喫緊の課題であった。そのため橋上駅舎化までの暫定的な措置として、駅北側に臨時改札口を設置し、令和元年６月に使用開始となり、平日の朝夕時間帯に限り運用されてきた。臨時改札口には、交通系ＩＣカード専用改札機及び警備員を配置しており、また、朝の時間帯における利用者が多く、踏切横断者の抑制に寄与している。

当該改札口は東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）、カリタス学園及び市が締結した覚書に基づき、維持管理費用をカリタス学園が費用負担することにより設置が実現したものである。令和８年３月末までの期限付きの暫定施設として運用されてきたが、その後、変更覚書の締結により運用が継続することになった。

一方、恒久的対策である橋上駅舎化については、自由通路の整備を含め検討を進めているが、整備費用等が課題となり、具体的な実施時期は未定である。

今後は、利用者実態調査の実施及び機械警備の導入に向けた検証を行い、臨時改札口の開設時間等を検討する。

また、中野島第二踏切については、拡幅整備のほか、歩行者及び車両の通行区分を明確化するカラー舗装、注意喚起表示及び点字ブロックの設置等、鉄道事業者と連携した安全対策を実施してきたが、依然として更なる改善を求める意見がある。

本請願では、臨時改札口の平日における開設時間の延長、土曜日、日曜日及び祝日の開設並びに踏切の危険解消及びその安全対策の一層の強化が求められているが、本市としては、臨時改札口が暫定措置であることを前提としつつ、今後、臨時改札口を含めた利用状況及び踏切横断状況等を把握し、その結果の分析等を踏まえてＪＲ東日本及び関係機関と協議の上、開設時間等を検討する予定である。また、踏切については、適切な維持管理を継続するとともに、踏切道内への点字ブロックの追加設置等、安全対策の充実を図る方針である。

《主な質疑・答弁等》

*** 土曜日、日曜日及び祝日の臨時改札口の利用状況並びに踏切の横断状況に関する調査の検討について**

今後、平日に限り調査を実施することを想定していたが、土曜日、日曜日及び祝日を含めた調査の実施について、検討を進める予定である。

*** 臨時改札口の開設時間の検討に向けた今後の取組について**

臨時改札口の開設時間の検討に向けた利用状況の調査を実施し、調査結果を踏まえ、今後の方針の策定に向け関係者を含めて調整等を進める予定である。

*** 機械警備導入の検討に関する経緯及び検証内容について**

機械警備の導入により警備員に掛かる人件費が機械警備に代わることで費用削減が期待でき、付随して開設時間等の検討にあたっての選択肢として可能性が高まるものと認識している。一方で、警備員の配置を不要とすることによる課題等が想定されることから、警備員の配置における費用、機械警備の導入による費用、臨時改札口の利用状況及び安全面について検証を進める予定である。

*** 臨時改札口の開設時間外における中野島第二踏切の危険性及び今後の安全対策について**

混雑時間帯において歩行者の交錯は認められるが、車道に及んで通行せざるを得ない状況は生じていない。今後の安全対策として踏切の歩道上に点字ブロックを設置することを検討している。

*** 橋上駅舎化が進まない理由について**

地盤条件及び土地の制約に加えて、費用面で大きな課題がある。

*** 橋上駅舎化に関する国庫補助の条件を満たすための課題解決策について**

橋上駅舎化における事業費の抑制を図ることが国庫補助を得られる条件と認識している。事業費の低減のため、駅舎の位置変更及び駅務スペースの在り方について、ＪＲ東日本と意見交換を行っており、事業費の抑制に向けた検討を推進している。

*** 車椅子利用者に関する臨時改札口の利用状況について**

今年度、利用者実態調査を実施し把握する予定である。

*** 臨時改札口におけるバリアフリー化の検討について**

臨時改札口に隣接する土地は市有地が大半を占めていることから、バリアフリー化に向けた活用が可能な状況にあるが、駅南側の本改札をバリアフリールートとして位置付けており、臨時改札口のバリアフリー化に関しては現時点において検討していない。

*** 臨時改札口の維持管理費について**

今年度予算では維持管理費として、約 600 万円を計上している。

*** J R 東日本、カリタス学園及び本市が締結した変更覚書の変更点について**

従来カリタス学園が負担していた臨時改札口の維持管理費用について、今年度は本市が負担することとなった。覚書の有効期限は 1 年である。ただし、特段の事由がなければ自動更新される。

*** 機械警備への移行に伴う今後の関係者との調整について**

覚書の締結者としてカリタス学園及び J R 東日本が関係していることを踏まえ、警備員の配置から機械警備への導入に係る今後の調整について、関係者間において十分な確認及び打合せを進める予定である。

《意見》

* 機械警備は、人員を配置しない方法であることから、臨時改札口の改札時間の時間延長等について比較的対応が容易であると認識しており検討を進めてほしい。

* 踏切道内への点字ブロックの整備を一層進めるとともに、地域住民等との連携を十分に図り、更なる安全対策を進めてほしい。

* 臨時改札口については請願の趣旨を踏まえ、開設時間の延長に向けた取組を可能な限り早期に進めてほしい。

* J R 東日本との対応に当たり、形式的な意見交換に終始することなく、目的を踏まえた実効性のある協議を進めてほしい。

* 踏切利用等の安全性の確保は人命に関わる重要な課題であることから、費用面を理由として対応を制限することなく、課題の本質を踏まえた対応を行うとともに、積極的な検討を進めてほしい。

* 費用便益比が低いことを理由として、橋上駅舎化の実施の可否を判断しないでほしい。

《取り扱い》

・ 臨時改札口の設置は暫定措置であり、橋上駅舎化を最終的な目標と認識しているところであるが、地域住民の利便性及び安全性を高めることが重要であることから、本請願は趣旨採択すべきである。

・ 橋上駅舎化が最終的な目標であり、橋上駅舎化に向けた取組を推進するとともに、臨時改札口の開設時間の延長並びに土曜日及び日曜日等の開設は直ちに行うべきであることから、本請願は趣旨採択すべきである。

《審査結果》

全会一致趣旨採択

令和8年6月12日

川崎市議会議長

原 典 之 様

環 境 委 員 長

岩 田 英 高

環境委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第 96号 東扇島堀込部埋立その他工事請負契約の締結について
(原案可決)

議案第103号 令和8年度川崎市自動車運送事業会計補正予算
(原案可決)

議案第104号 令和7年度川崎市工業用水道事業会計補正予算についての市長の専決処分の承認について
(承認)

【令和８年第２回定例会 環境委員会委員長報告資料】

令和８年６月１８日 環境委員長 岩田 英高

○「議案第９６号 東扇島堀込部埋立その４他工事請負契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

* 土砂搬入の遅延理由について

外環道等の事業においてシールド工事に係る同様の事故が発生している状況を踏まえ、安全確保の観点から掘進速度が低下している。このため、工事工程にも遅延が生じ、建設発生土搬出の遅延とともに、土砂搬入に影響が生じている。

* 東扇島堀込部土地造成事業に関連するリニア中央新幹線事業の進捗状況について

梶ヶ谷非常口から犬蔵非常口までの区間についてはシールド掘進をおおむね完了しており、現在は犬蔵非常口への到達に向けた準備作業を実施している。また、梶ヶ谷工区の延長は１１．８キロメートルで現時点の掘進延長は約４．８キロメートルとなっていることから、工区全体の約４０パーセントが完了している状況である。

* 搬入土量の増加理由について

東扇島地区において土砂の受入れを行い埋立てを実施したところ、受入れ土砂の物性が明らかとなり、当初の想定よりも多くの土量が受入れ可能であることが判明したため、搬入土量を増加することとなった。

* 工期延長に伴う工事内容の変更の有無について

工期延長に伴う工事内容の変更はない。

* 工期延長に伴う土地造成工事への影響について

ケーソン据付け及び埋立工事は施行途中の状況にあり、現在の埋立工事進捗を踏まえて事業を進める予定である。

* 土量搬入期間の延長の影響を踏まえた埋立工事への影響について

埋立工事については、ＪＲ東海からの土砂を使用するものであり、当該土砂が予定どおり搬入される場合には、計画に即して工事行程を進める予定である。

* 工期延長による港湾計画への影響について

令和６年に改定した港湾計画において、おおむね１０年から１５年後を目標年次として、目指すべき将来像を規定している。工期に遅延が生じているが、当該目標に変更はないことから、計画に定める土地利用に向けた取組を引続き推進する予定である。

* ＪＲ東海との連携による事業推進について

埋立工事においては、土砂の性状や建設発生土の排出状況について、ＪＲ東海と情報の共有及び連携を取り、工程管理を徹底することで着実な事業進捗を図りたい。また、基盤整備工事においては、段階的な土地供用の開始を想定し、全体工程の短縮に向けた検討及び工期延長の影響の最小化を図る予定である。

* 工事請負契約における市内中小企業の受注機会の確保について

当該工事請負契約についてはＷＴＯ対象案件ではない。共同企業体の構成は

各構成員により設定されている。また、下請事業者の選定についても共同企業体に委ねられていることから、本市が市内中小企業の活用先を個別に調整することは困難であるが、一方で市内中小企業の受注機会の拡大は市の方針であるため、当該方針を踏まえ対応を検討する予定である。

*** 現時点における工事委託費及び最終的な総事業費の見通しについて**

現時点で契約を締結している工事・委託費の総額は約 1 4 3 億円であり、また総事業費については、J R 東海との協定において約 2 3 0 億円としている。

*** 工期延長に伴う市が受ける影響について**

東扇島における土地利用については、供用開始が遅延することから一定程度の影響が生じるものと認識しているため、工程管理を徹底するとともに、可能な限り早期に土地利用が開始できるよう検討を進めたい。

*** J R 東海との基本協定内容に変更が生じる場合の工事請負契約への影響及び対応について**

協定締結内容に変更が生じる場合には、J R 東海と事前に協議を行う旨の規定が設けられている。また、今後の物価高騰等に伴う費用についても、J R 東海と協議を行うとともに、平素より情報交換及び連携を図り、工事の遅延が生じないように必要な対策に努めたい。

*** 工期延長に伴う港運・港湾事業者への対応について**

工期延長により供用開始の遅れが生じたことから、既存の岸壁及びその背後用地を活用し対応していくとともに、港運事業者と丁寧に協議しながら必要な対応を図っていく考えである。

《意見》

*** 本工事について、更なる遅延の発生を防止し、徹底した工程管理を行ってほしい。**

*** 物価高騰による工事費の増額に限らず、工期延長に伴う本市への影響についても J R 東海と十分に協議し、工程管理を徹底するとともに、港湾内での事故を踏まえ、安全確保を最優先として工事を着実に進めてほしい。**

*** 本議案は、当該その 4 他工事の実施に係る約 2 2 億円の契約を締結するものであるが、当該区域の埋立てについては、本市における今後の建設資材の取扱い等に影響を及ぼし、将来的に課題を残す懸念がある。また、J R 東海の工事の進捗等に影響を受ける工事計画であることについて課題があると認識している。このため、当該埋立工事に反対の立場であることから、本議案には賛成できない。**

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第 1 0 3 号 令和 8 年度川崎市自動車運送事業会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

*** 本補正予算の目的について**

軽油価格については今後の動向が不透明な状況にあることから、市バスの安定的な運行を維持するため、軽油調達に必要な予算を確保するものである。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第１０４号 令和７年度川崎市工業用水道事業会計補正予算についての市長の専決処分の承認について」

《主な質疑・答弁等》

* 契約に係る専決処分の必要性について

工事の遅延を回避する必要があったことから、令和８年３月３１日までに契約を締結するために専決処分を行った。今後とも引き続き、議会への適切な対応に努めたい。

《審査結果》

全会一致承認

*** 案件**

日程第 1

議案第76号	議案第77号	議案第78号	議案第79号	議案第80号	議案第81号
議案第82号	議案第83号	議案第84号	議案第86号	議案第88号	議案第89号
議案第91号	議案第94号	議案第95号	議案第99号	議案第101号	議案第102号
議案第103号	議案第104号				

*** 本会議投票結果（総数57票）**

・賛成（57票）

三浦恵美	岩田英高
飯田満	重富達也
三宅隆介	鈴木朋子
嶋凌汰	林本敏夫
井土清貴	押本吉司
田倉俊輔	春島孝明
柳沢優	川島雅裕
菅谷英彦	河野ゆかり
加藤孝明	野田雅之
月本琢也	青木功雄
吉沢章子	橋本本勝
齋藤温子	山崎直史
小堀祥子	宗田真美
那須野純花	井口建二
高戸友枝	石川庭香
仁平克里	木堀添健
高橋美一	堀隈千尋
長谷川明	嶋田和子
工藤大輔	藤田礼二
浦田浩彦	山務雅次郎
各本賢次郎	間沢孝雄
矢沢直	永古次郎
末市郎	古藤真左
後藤美	渡辺学

*** 議決結果**

原案可決、同意、承認

*** 案件**

日程第 1

議案第85号 議案第87号 議案第90号 議案第96号 議案第97号 議案第100号

*** 本会議投票結果（総数57票）**

・賛成（49票）

三 浦 恵 美
飯 田 満
三 宅 隆 介
嶋 凌 汰
井 土 清 貴
田 倉 俊 輔
柳 沢 優
菅 谷 英 彦
加 藤 孝 明
月 本 琢 也
吉 沢 章 子
那須野 純 花
高 戸 友 子
仁 平 克 枝
高 橋 美 里
長谷川 智 一
嶋 田 和 明
工 藤 礼 子
浦 田 大 輔
平 山 浩 二
各 務 雅 彦
本 間 賢 次郎
矢 沢 孝 雄
末 永 直
岩 田 英 高

重 富 達 也
鈴 木 朋 子
林 敏 夫
押 本 吉 司
春 孝 明
川 島 雅 裕
河 野 ゆかり
野 田 雅 之
青 木 功 雄
橋 本 勝
山 崎 直 史
木 庭 理 香子
堀 添 健
岩 隈 千 尋
織 田 勝 久
雨 笠 裕 治
田 村 伸一郎
浜 田 昌 利
かわの 忠 正
松 原 成 文
石 田 康 博
浅 野 文 直
大 嶋 島 嘉 明
嶋 崎 夫

・反対（8票）

齋 藤 温
小 堀 祥 子
市 古 次 郎
後 藤 真 左美

渡 辺 学
宗 田 裕 之
井 口 真 美
石 川 建 二

*** 議決結果**

原案可決

*** 案件**

日程第1 議案第92号 議案第93号 議案第98号

*** 本会議投票結果（総数57票）**

・賛成（48票）

三 浦 恵 美
飯 田 満
嶋 凌 汰
井 土 清 貴
田 倉 俊 輔
柳 沢 優
菅 谷 英 彦
加 藤 孝 明
月 本 琢 也
吉 沢 章 子
那須野 純 花
高 戸 友 枝
仁 平 克 里
高 橋 美 一
長谷川 和 明
嶋 藤 礼 子
工 田 大 輔
浦 田 浩 二
平 山 雅 彦
各 務 賢 次郎
本 間 孝 雄
矢 沢 永 直
末 田 英 高
岩

重 富 達 也
鈴 木 朋 子
林 本 敏 夫
押 本 吉 司
春 孝 明
川 島 雅 裕
河 野 ゆかり
野 田 雅 之
青 木 功 雄
橋 本 直 史
山 崎 理 香子
木 庭 添 健
堀 限 千 尋
岩 田 勝 久
織 笠 裕 治
雨 田 伸 一郎
浜 田 昌 利
かわの 忠 正
松 原 成 文
石 田 康 博
浅 野 文 直
大 島 嘉 明
嶋 崎 夫

・反対（9票）

三 宅 隆 介
齋 藤 温
小 堀 祥 子
市 古 次 郎
後 藤 真 左美

渡 辺 学
宗 田 之
井 口 美
石 川 二
裕 真 建

*** 議決結果**

原案可決

*** 案件**

日程第3 請願第36号 請願第38号

*** 本会議投票結果（総数57票）**

・賛成（57票）

三浦恵美
飯田隆介
三宅凌汰
嶋土清貴
井倉俊輔
田沢優彦
柳谷英明
菅藤孝琢
加本琢也
月沢章子
吉藤堀祥
齋小那須野純
高戸友枝
仁平克美
高橋智一
長谷川明
嶋田藤礼
工藤大輔
浦田浩二
平山務雅彦
各間賢次郎
本沢孝雄
矢永直
末古次郎
市藤真左
後藤真左
渡辺学

岩重鈴林
田富木本
英達朋敏
高也子夫
司明裕
明裕
ゆかり
之雄
勝史
之美
二子
健尋
久治
一郎
利正
文博
直明
夫

*** 議決結果**

委員長報告のとおり決定

令和8年第2回川崎市議会定例会議案付託表（その2）

令和8年6月18日

付 託 委 員 会	案 件
総 務 委 員 会 (1)	議案第105号 令和8年度川崎市一般会計補正予算

議員提出議案第 1 号

川崎市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 1 1 2 条及び川崎市議会会議規則第
1 3 条の規定により提出いたします。

令和 8 年 6 月 1 5 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 重 富 達 也

〃 仁 平 克 枝

〃 高 戸 友 子

〃 岩 田 英 高

〃 那須野 純 花

川崎市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例

川崎市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例（平成14年川崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「60人」を「53人」に改める。

第2条中「9人」を「8人」に、「7人」を「6人」に、「10人」を「9人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

提 案 理 由

川崎市議会の議員の定数及び各選挙区において選出すべき議員の数を改正するため、この条例を制定するものである。

* 案件

日程第 5 議員提出議案第 1 号

* 本会議投票結果（総数57票）

・賛成（5票）

那須野 純 花
高 戸 友 子
仁 平 克 枝

岩 田 英 高
重 富 達 也

・反対（52票）

三 浦 恵 美
飯 田 隆 満
三 宅 隆 介
嶋 凌 汰
井 土 清 貴
田 倉 俊 輔
柳 沢 優
菅 谷 英 彦
加 藤 孝 明
月 本 琢 也
吉 沢 章 子
齋 藤 温
小 堀 祥 子
高 橋 美 里
長谷川 智 一
嶋 田 和 明
工 藤 礼 子
浦 田 大 輔
平 山 浩 二
各 務 雅 彦
本 間 賢 次郎
矢 沢 孝 雄
末 永 直
市 古 次郎
後 藤 真 郎
渡 辺 左 美
学

鈴 木 朋 子
林 本 敏 夫
押 本 吉 司
春 本 孝 明
川 島 雅 裕
河 野 ゆかり
野 田 雅 之
青 木 功 雄
橋 本 直 勝
山 崎 裕 史
宗 田 真 美
井 口 建 二
石 川 理 香
木 庭 千 健
堀 添 勝 尋
岩 隈 田 裕 久
織 笠 村 伸一郎
雨 田 昌 利
浜 田 の 忠 正
かわ 原 成 文
松 田 康 博
石 野 文 博
浅 島 直
大 崎 明
嶋 夫

* 議決結果

否決

学校給食無償化に向けた財源確保の早期実現を求める意見書

国は、本年度から公立小学校における学校給食費の保護者負担の大幅な軽減に向けた施策を実施しているところであるが、食材費が基準額を上回る場合には、保護者から学校給食費を徴収することが可能となっている。

この国が示した基準額は、令和 5 年度に調査した全国平均の学校給食費を基礎として算定されているが、地域の実情や昨今の物価高騰を適切に反映したものとなっておらず、特に都市部においては、食材費や人件費等の高騰により、学校給食費が全国平均を上回ることもあり、基準額との差額を負担せざるを得ない状況が懸念され、今後も見込まれる物価高騰により、基準額とのかい離は更に拡大する恐れがある。

学校給食の無償化は、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもの育ちを社会全体で支える観点からも極めて重要な施策であり、給食の質の向上を確保しつつ、真に全国一律で持続可能な学校給食の無償化を実現するためには、地域の実情や物価高騰を適切に反映した十分な財源措置が不可欠である。

よって、国におかれては、学校給食の無償化や給食の質の向上を着実に実現するため、地方自治体に財政負担を生じさせることのないよう、必要かつ十分な財源確保を早期に実現されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

財務大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

ドナーミルクの安定供給の促進を求める意見書

我が国では、2,500グラム未満の低出生体重児が約10人に1人の割合で生まれており、特に医療的なケアや継続的な支援が必要とされる1,500グラム未満の極低出生体重児には、感染症や合併症等のリスクを減らすため、出産後直ちに母乳を与えることが有効とされている。

しかしながら、早産や帝王切開で生まれた子は、母親から十分な母乳が得られない場合があり、授乳中の方から寄付があり殺菌処理等を行った母乳であるドナーミルクを、医療機関に提供する母乳バンクの取組は極めて重要である。

現在、一般社団法人日本母乳バンク協会と一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が母乳バンクの運営を担い、ドナーミルクを医療機関に提供しているが、ドナーミルクは食品や医療品等といった法的な位置付けがなされておらず、ドナーミルクを安定的に供給するためには、ドナーミルクの使用に伴う実質的な費用やドナー登録における事務処理が医療機関の負担となっていること、ドナー登録者の確保、ドナーミルクに対する普及啓発などが課題となっている。

よって、国におかれては、低出生体重児等の命を守り、乳児の健やかな成長を支える観点から、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする乳児に十分提供できるよう、ドナーミルクの法的な位置付けを一日も早く明確化すること。
- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理、ドナー登録者の検査等に対する財政的な支援を行うこと。
- 3 ドナー登録者数を増やすために、産婦健康診査、産後ケア等を活用し周知する機会を拡大すること。
- 4 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

宛て

総務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

意見書案第 8 号

特別市制度に関する県民の適切な理解及び建設的な議論の推進を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 8 年 6 月 15 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 野 田 雅 之

〃 木 庭 理香子

〃 田 村 伸一郎

〃 重 富 達 也

特別市制度に関する県民の適切な理解及び建設的な議論の推進を求める意見書

現在、国では、我が国の大都市制度について、指定都市における二重行政の解消や地域の実情に応じた迅速な意思決定の実現を図る観点から、指定都市が道府県の区域外となり、国が担う事務を除く地方自治に関する事務と税財源を一体的に担う特別市制度の法制化に向けた議論が進められている。

本市を始め、横浜市及び相模原市の県内３指定都市は、全国的な人口減少の加速、深刻化する人材不足や地域間の偏在、自然災害の頻発や激甚化など自治体運営が直面する課題がかつてないほど複雑化する中、指定都市の住民は、日常生活に密接に関わる行政サービスの多くを当該指定都市から受けている一方、負担する道府県税の応分受益を受けられておらず、県民税については受益と負担の関係にねじれが生じていることから、長年にわたり、住民サービスの向上と行政運営の効率化を図るため、特別市制度の早期実現を求めている。

本市議会においては、こうした問題意識のもと、これまで特別市制度の法制化を求め、国に対し意見書提出を始め、働きかけてきたほか、本市全町内会連合会からも特別市制度の早期法制化を求める要望が寄せられており、神奈川県においては、県民でもある指定都市の住民の声を真摯に受け止めることが求められている。

現在、国では、第３４次地方制度調査会において、特別市制度を含む大都市地域の行政体制の在り方について検討が進められているが、神奈川県は、令和４年３月１６日に特別自治市構想に対する県の見解を公表し、特別市制度について課題や懸念があるとの立場を示し、本年５月１２日には県内３指定都市を除く１６市長からの特別市の法制化反対の要望書を受領したことを公表した。

これに対し、県内３指定都市の市長は、５月１３日に共同で緊急声明を発表し、県の主張は、特別市制度全体に対する理解の方向性を誤らせ、結果として、県内市町村と指定都市との分断を助長しかねないものであり、行政目線の対立ではなく、客観的かつ論理的なデータに基づき、住民目線に立った建設的な議論が行われることが必要であると訴えた。

特別市は、現行の指定都市とは異なる新たな地方自治制度であり、その検討に当たっては制度の利点や課題について、県民に正確で分かりやすい情報提供を行い、十分な理解を得ることが不可欠である。

よって、県におかれては、特別市制度について県民の適切な理解を促進するとともに、県内３指定都市との間で、住民福祉の向上を最優先とした丁寧かつ冷静で建設的な議論を推進されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 宛て

意見書案第 9 号

安定した住まいの確保及び居住支援の抜本的強化を求める意見書案の提出
について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 8 年 6 月 15 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 木 庭 理香子

〃 田 村 伸一郎

〃 宗 田 裕 之

安定した住まいの確保及び居住支援の抜本的強化を求める意見書

住まいは、社会保障の基盤であり、個人の尊厳を守るために不可欠な社会インフラであるが、長引く物価高騰や都市部を中心とした家賃相場の上昇は、家計に占める住宅費の割合が高い低所得世帯や子育て世帯の家計を圧迫し、住宅費が過重な負担となっている。

また、単身高齢世帯の急増に伴い、賃貸住宅への入居拒否や孤独死への不安、老朽化した住まいの安全確保など居住に関する課題は多岐にわたり深刻化している。

さらに、現行の離職者等を対象に家賃相当分を支給する住居確保給付金も一定の役割を果たしているが、国は急激な社会情勢の変化や多様化する居住ニーズに十分対応しきれていないと言え難い。

よって、国におかれては、誰もが安心して住み続けられる社会の実現に向け、安定した住まいの確保及び居住支援の抜本的強化を行うため、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 貸家に居住する低所得世帯や子育て世帯を対象とした新たな住宅手当制度を創設するとともに、既存の家賃補助制度の対象拡大及び補助額の引上げを図ること。
- 2 居住支援法人の活動を支援し、高齢者や子育て世帯への居住サポート住宅の住宅整備を促進するとともに、孤独死への不安を解消できるような孤独死対策に関する取組を周知すること。
- 3 高齢者の遠隔見守りサービスを普及させるため、ＩｏＴ技術等を活用した次世代住宅の実用化を推進し、高齢期に備えた相談体制を整備すること。
- 4 独立行政法人都市再生機構（ＵＲ都市機構）住宅や公営住宅の空き住戸を居住支援法人に定期借家や低い家賃で貸し出す仕組みを全国に広げ、子育て世帯等への家賃減額や所得要件の緩和を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

意見書案第 10 号

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を
求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 8 年 6 月 15 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 野 田 雅 之

〃 加 藤 孝 明

〃 本 間 賢次郎

〃 矢 沢 孝 雄

〃 重 富 達 也

〃 仁 平 克 枝

〃 高 戸 友 子

皇室の伝統に基づく安定的皇位継承を確保するための法整備の早期実現を求める意見書

皇室は、我が国固有の歴史と伝統の象徴であり、国民統合の象徴として、国民の間に深く根差しており、皇位が連綿として継承されてきたことは、我が国の国体の根幹を成し、その安定的な継承を確保することは、国家の安寧と将来にとって極めて重要な課題である。

現在、皇位継承資格を有する皇族方は少数であり、次世代の皇位継承者は秋篠宮悠仁親王殿下のみという現状に鑑みれば、安定的皇位継承の確保は一刻の猶予も許されない喫緊の国家的事案である。

国においては、天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議を契機に設置された有識者会議による報告書が取りまとめられ、国会においては、各会派間での協議内容の取りまとめがなされたところであり、今後、皇位継承の在り方は国家の基本に関わる極めて重要な問題として、より具体的な議論へと移るが、冷静かつ真摯な議論が求められる。

皇族数の確保のための具体的方策としては、有識者会議の報告書において、「内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持すること。ただし、その配偶者と子は皇族としないこと。」「皇族には認められていない養子縁組を可能とし、皇統に属する男系の男子を皇族とすること。」の2案が示されており、これらは既に多くの党・会派において共有可能な論点となっている。

よって、国におかれては、皇族数の減少という現実我真摯に向き合い、これらの方策を政争の具とすることなく、超党派による誠実な議論の下、早期に皇室典範の改正を実現されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
内閣官房長官
宮内庁長官

意見書案第 1 1 号

皇位の男系継承維持を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

令和 8 年 6 月 1 5 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 三 宅 隆 介

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

皇位の男系継承維持を求める意見書

現在、国においては、天皇の退位等に関する皇室典範特例法案に対する附帯決議を契機に設置された有識者会議の報告書を踏まえ、皇室典範の改正に向けて各党間協議が進められており、女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持する等の女性宮家を創設する案や旧宮家の男系男子を養子として皇族に復帰させる案等が議論されているところであるが、女性皇族が婚姻後も皇族の身分を保持した場合には、将来的にこれまで認めてこなかった女性天皇及び女系天皇の容認につながる制度的圧力を生じさせる可能性があることから、極めて慎重な検討が必要である。

我が国の皇室は世界最長の歴史を有し、皇位は古来一貫して父系をたどる男系によって皇統の連続性を維持してきたが、これは単なる慣習ではなく、日本という国家の歴史的連続性を支えてきた根本原理であり、世界の王朝の多くが戦争、征服、婚姻等によって王朝交代を経験してきた中であって、我が国が王朝交代を経験してこなかった歴史的背景もまた、この父系をたどる男系による皇統維持によって支えられてきたものである。

このように、男系継承とは単に男性が天皇になることを意味するものではなく、女系天皇を認めた場合には、父系による皇統の連続性が断絶されることとなり、これは事実上の王朝交代に等しい重大な制度変更であると言わざるを得ない。

さらに、女性天皇と女系天皇は制度上切り離して考えることが困難であり、女性天皇を認めた場合、その皇子女への継承問題が生じ、結果として女系天皇容認への制度的圧力が発生することは避けられない。

よって、国におかれては、男系による皇統維持を基本原則として堅持するとともに、旧宮家の男系男子の皇族復帰等を含めた安定的な皇位継承策を検討し、女性宮家の創設、女性天皇及び女系天皇を容認されないよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
内閣官房長官
宮内庁長官

意見書案第 12 号

校外活動における安全管理体制の確保を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 8 年 6 月 15 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者 川崎市議会議員 三 宅 隆 介

〃 吉 沢 章 子

〃 飯 田 満

〃 月 本 琢 也

〃 三 浦 恵 美

校外活動における安全管理体制の確保を求める意見書

近年、学校教育においては、地域社会との連携や体験活動の充実が重視され、平和学習や地域学習を始めとする校外活動が広く実施されているが、本年３月に沖縄県名護市辺野古沖において、修学旅行中の高校生を乗せた小型船舶２隻が転覆し、生徒及び船長が死亡したほか、多数の生徒が負傷する重大事故が発生した。

修学旅行は、平和学習として米軍基地建設問題を現場で学ぶものであったが、生徒が乗船した船は移設工事の抗議活動で使用する船舶で、当該船舶は乗客を乗せるのに必要な海上運送法に基づく事業登録をしていなかった疑いや、気象等による出航判断基準が明文化されていない等の問題がある。

学校における校外活動は、教育的意義のみならず、生徒の生命、身体の安全確保がなされることが絶対的な前提として成立するものであり、本来最優先されるべき生徒の安全確保について、責任主体や確認体制が曖昧になっていた可能性がある。

また、教育基本法第１４条第２項は、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と定めていることから、学校教育における政治的中立性の確保は極めて重要である。

よって、国におかれては、今回の事故を重く受け止め、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望する。

- １ 学校における校外活動及び体験活動を受け入れる事業者に対して、安全確認の基準項目を明文化し、全国的に周知すること。
 - ２ 学校については、危機管理マニュアルの定期的な見直しを徹底させるよう制度を整備するとともに、教職員の安全管理研修を徹底させること。
 - ３ 今回の事故に係る検証報告及び再発防止策を速やかに行い、全国のエ育機関に共有すること。また、利用する旅客運送は、事前の安全確認方法等の制度を整備すること。
- 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

文部科学大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

意見書案第 13 号

国家情報会議設置法の廃止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

令和 8 年 6 月 15 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	井 口 真 美
	〃	市 古 次 郎
	〃	石 川 建 二
	〃	渡 辺 学
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	齋 藤 温

国家情報会議設置法の廃止を求める意見書

政府による情報活動の強化に向け、安全保障の確保、テロの発生防止、外国のスパイ活動への対処等といった重要事項を調査審議する国家情報会議及び国家情報会議の事務局として情報の収集や分析を担う国家情報局を設置する国家情報会議設置法が本年５月２７日に参議院本会議で可決成立した。

同法は、内閣官房長官が議長を務める内閣情報会議を首相が議長を務める国家情報会議に、内閣情報調査室を国家情報局にそれぞれ格上げするとともに、司令塔機能の強化として、国家情報会議に外務省、防衛省、警察庁、公安調査庁等の情報機関に対する総合調整権を付与し、情報機関からの情報提供等を義務付けるとしているが、国民監視や人権侵害への危険性から国民の不安が広がっている。

本年４月１７日の衆議院内閣委員会においても、高市首相は、デモなどの市民活動の参加のみを理由として、市民が調査の対象になることは想定し難いと答弁したものの、明確な否定はしておらず、情報収集の範囲が不明確なままでは、権力の過度な介入と恣意的な運用を許すこととなり、国家情報局が時の政権に政治利用される懸念があるため、同法に収集対象になる情報や市民活動について規定し、政治権力に歯止めを掛ける必要がある。

過去には、警察が市民の個人情報をも民間企業に提供した大垣警察市民監視事件で収集情報の抹消を命じた名古屋高裁判決、自衛隊情報保全隊による市民活動の監視・情報収集をプライバシー侵害と認定した仙台高裁判決、公安調査庁が元同庁職員を２４時間体制で監視・尾行した人権侵害を違法とした東京高裁判決など、警察、防衛省及び公安調査庁による情報収集を違法とした確定判決があり、違法な国民監視に反省も謝罪もない政府の情報機関に対して、国民による監視や民主的規制こそ必要であるが、同法は、国会や第三者機関によるチェックの仕組みさえ盛り込まれておらず、違法な国民監視事件が繰り返される恐れがある。

よって、国におかれては、国民監視や人権侵害の危険がある国家情報会議設置法を廃止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 宛て
総務大臣
内閣官房長官

* 案件

日程第 6 意見書案第 6 号 意見書案第 7 号

* 本会議投票結果（総数57票）

・賛成（57票）

三	浦	恵	美		岩	田	英	高
飯	田		満		重	富	達	也
三	宅	隆	介		鈴	木	朋	子
嶋		凌	汰		林		敏	夫
井	土	清	貴		押	本	吉	司
田	倉	俊	輔		春		孝	明
柳	沢		優		川	島	雅	裕
菅	谷	英	彦		河	野	ゆ	かり
加	藤	孝	明		野	田	雅	之
月	本	琢	也		青	木	功	雄
吉	沢	章	子		橋	本		勝
齋	藤		温		山	崎	直	史
小	堀	祥	子		宗	田	裕	之
那	須	純	花		井	口	真	美
高	戸	友	子		石	川	建	二
仁	平	克	枝		木	庭	理	香
高	橋	美	里		堀	添		健
長	谷	智	一		岩	隈	千	尋
嶋	田	和	明		織	田	勝	久
工	藤	礼	子		雨	笠	裕	治
浦	田	大	輔		田	村	伸	一郎
平	山	浩	二		浜	田	昌	利
各	務	雅	彦		かわ	の	忠	正
本	間	賢	次		松	原	成	文
矢	沢	孝	雄		石	田	康	博
末	永		直		浅	野	文	直
市	古	次	郎		大	島		明
後	藤	真	左		嶋	崎	嘉	夫
渡	辺		学					

* 議決結果

原案可決

* 案件

日程第 6 意見書案第 8 号

* 本会議投票結果（総数57票）

・賛成（47票）

三 浦 恵 美
飯 田 満
嶋 凌 汰
井 土 清 貴
田 倉 俊 輔
柳 沢 優
菅 谷 英 彦
加 藤 孝 明
吉 沢 章 子
那須野 純 花
高 戸 友 子
仁 平 克 枝
高 橋 美 里
長谷川 智 一
嶋 田 和 明
工 藤 礼 子
浦 田 大 輔
平 山 浩 二
各 務 雅 彦
本 間 賢 次 郎
矢 沢 孝 雄
末 永 直
岩 田 英 高
重 富 達 也

鈴 木 朋 子
林 敏 夫
押 本 吉 司
春 本 孝 明
川 島 雅 裕
河 野 ゆかり
野 田 雅 之
青 木 功 雄
橋 本 勝
山 崎 直 史
木 庭 理 香 子
堀 添 健
岩 隈 千 尋
織 田 勝 久
雨 笠 裕 治
田 村 伸 一郎
浜 田 昌 利
かわの 忠 正
松 原 成 文
石 田 康 博
浅 野 文 直
大 島 明 夫
嶋 崎 嘉 夫

・反対（10票）

三 宅 隆 介
月 本 琢 也
齋 藤 温
小 堀 祥 子
市 古 次 郎

後 藤 真 左 美
渡 辺 裕 学
宗 田 裕 之
井 口 真 美
石 川 建 二

* 議決結果

原案可決

* 案件

日程第 6 意見書案第 9 号

* 本会議投票結果（総数57票）

・賛成（37票）

三	浦	恵	美
飯	田		満
三	宅	隆	介
嶋		凌	汰
井	土	清	貴
田	倉	俊	輔
柳	沢		優
月	本	琢	也
吉	沢	章	子
齋	藤		温
小	堀	祥	子
高	橋	美	里
長	谷	智	一
嶋	田	和	明
工	藤	礼	子
浦	田	大	輔
平	山	浩	二
市	古	次	郎
後	藤	真	左美

渡	辺		学
鈴	木	朋	子
林		敏	夫
押	本	吉	司
春		孝	明
川	島	雅	裕
河	野	ゆ	かり
宗	田	裕	之
井	口	真	美
石	川	建	二
木	庭	理	香子
堀	添		健
岩	隈	千	尋
織	田	勝	久
雨	笠	裕	治
田	村	伸	一郎
浜	田	昌	利
か	わ	忠	正

・反対（20票）

菅	谷	英	彦
加	藤	孝	明
那	須	純	花
高	戸	友	子
仁	平	克	枝
各	務	雅	彦
本	間	賢	次郎
矢	沢	孝	雄
末	永		直
岩	田	英	高

重	富	達	也
野	田	雅	之
青	木	功	雄
橋	本		勝
山	崎	直	史
松	原	成	文
石	田	康	博
浅	野	文	直
大	島		明
嶋	崎	嘉	夫

* 議決結果

原案可決

* 案件

日程第 6 意見書案第10号

* 本会議投票結果（総数57票）

・賛成（20票）

菅 谷 英 彦
加 藤 孝 明
那須野 純 花
高 戸 友 子
仁 平 克 枝
各 務 雅 彦
本 間 賢次郎
矢 沢 孝 雄
末 永 直
岩 田 英 高

重 富 達 也
野 田 雅 之
青 木 功 雄
橋 本 勝
山 本 史
松 崎 直
石 原 成
浅 田 康
大 野 文
嶋 島 明
夫

・反対（37票）

三 浦 恵 美
飯 田 隆 満
三 宅 凌 介
嶋 土 清 汰
井 倉 俊 貴
田 沢 輔
柳 沢 優
月 本 琢 也
吉 沢 章 子
齋 藤 温
小 堀 祥 子
高 橋 美 里
長谷川 智 一
嶋 田 和 明
工 藤 礼 子
浦 田 大 輔
平 山 浩 二
市 古 次 郎
後 藤 真 左 美

渡 辺 学
鈴 木 朋 子
林 本 敏 夫
押 本 吉 司
春 島 孝 明
川 野 雅 裕
河 田 ゆかり
宗 田 裕 之
井 口 真 美
石 川 建 二
木 庭 理 香 子
堀 添 健
岩 隈 千 尋
織 田 勝 久
雨 笠 裕 治
田 村 伸 一郎
浜 田 昌 利
かわの 忠 正

* 議決結果

否決

* 案件

日程第 6 意見書案第11号

* 本会議投票結果（総数57票）

・賛成（4票）

三 浦 恵 美
飯 田 満

三 宅 隆 介
月 本 琢 也

・反対（53票）

嶋 凌 汰
井 土 清 貴
田 倉 俊 輔
柳 沢 優
菅 谷 英 彦
加 藤 孝 明
吉 沢 章 子
齋 藤 温
小 堀 祥 子
那須野 純 花
高 戸 友 子
仁 平 克 枝
高 橋 美 里
長谷川 智 一
嶋 田 和 明
工 藤 礼 子
浦 田 大 輔
平 山 浩 二
各 務 雅 彦
本 間 賢 次郎
矢 沢 孝 雄
末 永 次 直
市 古 真 郎
後 藤 真 左美
渡 辺 英 学
岩 田 英 高
重 富 達 也

鈴 木 朋 子
林 本 敏 夫
押 本 吉 司
春 島 孝 明
川 野 雅 ゆかり
河 野 田 雅 之
青 木 功 雄
橋 本 直 史
山 崎 裕 美
宗 井 口 真 二
石 川 庭 香子
木 堀 添 健
岩 隈 千 尋
織 田 笠 裕 久
雨 田 村 伸 一郎
浜 田 昌 利
かわの 忠 正
松 原 成 文
石 田 康 博
浅 野 文 直
大 島 嘉 明
嶋 崎 夫

* 議決結果

否決

* 案件

日程第 6 意見書案第12号

* 本会議投票結果（総数57票）

・賛成（19票）

三 浦 恵 美
飯 田 満
三 宅 隆 介
嶋 凌 汰
井 土 清 貴
田 倉 俊 輔
月 本 琢 也
吉 沢 章 子
高 橋 美 里
長谷川 智 一

嶋 田 和 明
鈴 木 朋 子
林 本 敏 夫
押 庭 吉 司
木 添 理 香
堀 隈 千 健
岩 田 勝 尋
織 笠 裕 久
雨 笠 裕 治

・反対（38票）

柳 沢 優
菅 谷 彦
加 藤 孝 明
齋 藤 温
小 堀 祥 子
那須野 純 花
高 戸 友 子
仁 平 克 枝
工 藤 礼 子
浦 田 大 輔
平 山 浩 二
各 務 雅 彦
本 間 賢 次 郎
矢 沢 孝 雄
末 永 直
市 古 次 郎
後 藤 真 左 美
渡 辺 英 学
岩 田 英 高

重 富 達 也
春 島 孝 明
川 野 雅 ゆかり
河 野 田 功 之
野 青 木 雄
橋 本 勝
山 崎 直 史
宗 田 裕 之
井 口 真 美
石 川 建 二
田 村 伸 一郎
浜 田 昌 利
かわの 忠 正
松 原 成 文
石 田 康 博
浅 野 文 直
大 島 明
嶋 崎 嘉 夫

* 議決結果

否決

* 案件

日程第 6 意見書案第13号

* 本会議投票結果（総数57票）

・賛成（8票）

齋 藤 温
小 堀 祥 子
市 古 次 郎
後 藤 真左美

渡 辺 学
宗 田 之
井 口 美
石 川 二

・反対（49票）

三 浦 恵 美
飯 田 満
三 宅 隆 介
嶋 凌 汰
井 土 清 貴
田 倉 俊 輔
柳 沢 優
菅 谷 英 彦
加 藤 孝 明
月 本 琢 也
吉 沢 章 子
那須野 純 花
高 戸 友 子
仁 平 克 枝
高 橋 美 里
長谷川 智 一
嶋 田 和 明
工 藤 礼 子
浦 田 大 輔
平 山 浩 二
各 務 雅 彦
本 間 賢次郎
矢 沢 孝 雄
末 永 直
岩 田 英 高

重 富 達 也
鈴 木 朋 子
林 敏 夫
押 本 吉 司
春 島 孝 明
川 島 雅 裕
河 野 ゆかり
野 田 雅 之
青 木 功 雄
橋 本 勝
山 崎 直 史
木 庭 理 香 子
堀 添 健
岩 隈 千 尋
織 田 勝 久
雨 笠 裕 治
田 村 伸 一郎
浜 田 昌 利
かわの 忠 正
松 原 成 文
石 田 康 博
浅 野 文 直
大 島 嘉 明
嶋 崎 夫

* 議決結果

否決

令和 8 年第 2 回川崎市議会定例会
議事日程第 5 号

令和 8 年 6 月 1 9 日（金）
午 前 1 0 時 開 議

第 1

一 般 質 問

令和 8 年第 2 回川崎市議会定例会
議事日程第 6 号

令和 8 年 6 月 2 2 日（月）
午 前 1 0 時 開 議

第 1

一 般 質 問

令和 8 年第 2 回川崎市議会定例会
議事日程第 7 号

令和 8 年 6 月 2 3 日（火）
午 前 1 0 時 開 議

第 1

一 般 質 問

令和 8 年第 2 回川崎市議会定例会
議事日程第 8 号

令和 8 年 6 月 2 4 日（水）
午 前 1 0 時 開 議

第 1

一 般 質 問

第 2

議案第 1 0 5 号 令和 8 年度川崎市一般会計補正予算

第 3

請願・陳情

第 4

閉会中の継続審査及び調査について

令和8年6月18日

川崎市議会議長

原 典 之 様

総務委員長

石 田 康 博

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第105号 令和8年度川崎市一般会計補正予算

（原案可決）

【令和８年第２回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和８年６月２４日 総務委員長 石田 康博

○「議案第１０５号 令和８年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

*** 信用保証等促進事業費の積算方法について**

過去の本市制度融資に係る信用保証料補助における申請件数、今回実施する補助率等から勘案し、事業費を積算した。

*** 想定を超える申請があった場合の対応について**

事業開始後、申請の状況等を的確に把握するとともに、社会経済の動向、市内事業者の状況並びに、国の補正予算及び予備費等の予算措置の動向等を注視し、状況に応じて関係局と連携して対応する予定である。

*** 国における今後の補正予算編成の見通しについて**

現時点では、国の詳細な動向について把握していない。

*** 実質無利子・無担保融資を実施した場合に必要な市の補填額について**

見込まれる融資の平均額、設定している融資利率及び融資期間から積算したところ、約４億円の利子補給が必要になると想定している。

《意見》

*** 財政調整基金を活用し、市の補填により実質無利子・無担保融資を実施してほしい。**

《審査結果》

全会一致原案可決

* 案件

日程第2 議案第105号

* 本会議投票結果（総数56票）

・賛成（56票）

三浦恵美
飯田隆介
三宅凌汰
嶋土清貴
井沢英彦
柳谷孝明
菅藤琢也
加本沢子
月本章温
吉齋堀祥
小那須野純
高戸友花
仁平克枝
高橋美里
長谷川一
嶋田明
工藤礼子
浦田輔
平山浩二
各務雅彦
本間賢次郎
矢沢孝雄
末永次郎
市古真左
後藤辺美
渡

岩重鈴林押春川河野青橋山宗井石木堀岩織雨田浜かわ松石浅大嶋
田富木本島野田木本崎田口川庭添限田笠村田の原田野島崎
英達朋敏吉孝雅ゆかり之雄勝史之美二子健尋久治郎利正文博文直明夫
高也子夫司明裕

* 議決結果

原案可決

令和 8 年第 2 回川崎市議会定例会

請 願 陳 情 文 書 表

(その 2)

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
156	8. 6. 15	水道料金、下水道使用料の値上げを行わないことを求める陳情	多摩区在住者 ほか 593名	1 物価高に苦しむ一般家庭及び小規模な事業者の上下水道料金の値上げをしないでください。 2 条例案を議会に提案する前に、市内各地で市民への説明会を開催し、意見を聞いてください。また、料金の値上げの決定時期をもっと後に延ばして、市民の意見を取り入れるようにしてください。	環境委員会
157	8. 6. 19	等々力緑地フロンターレ公園の保全を求める陳情	中原区 等々力緑地を守る会 ほか 672名	現在、等々力緑地では、大規模な再編整備が行われ、スポーツ施設や商業施設建設のために緑地全体が一大工事現場と化しています。現在あるフロンターレ公園は温浴施設予定地とされ、無くなってしまう計画です。 子どもたちが思い切り遊ぶことができ、保護者も一緒にくつろげるフロンターレ公園をぜひ残していただくよう、切望します。	まちづくり 委員会

受理番号	受理年月日	件 名	陳 情 提 出 者	要 旨	付託委員会
158	8. 6. 22	市の上下水道料金・使用料を据え置くことを求める陳情	中原区 川崎民主市政をつくる会 事務局長 ほか 9 名	1 物価高に苦しむ一般家庭及び小規模事業者の水道料金・下水道使用料の値上げをしないでください。 2 条例案を議会に提案する前に、市内各地で市民への説明会を開催し、広く意見を聴いてください。また、拙速な提案はせず、市民の意見を十分に反映させる期間を設けてください。	環境委員会
159	8. 6. 22	横浜生田線（水沢工区）の早期開通に関する陳情	宮前区在住者	横浜生田線は、本市と横浜市を結ぶ重要な都市計画道路であり、水沢工区の開通によって地域間の交通利便性の向上や周辺道路の渋滞緩和が期待され、災害時や緊急時の交通確保等、防災・安全面からも重要な役割を果たすものと考えます。 つきましては、関係機関との連携を一層推進し、横浜生田線（水沢工区）、元石川線の早期整備及び開通に向けた取組を進めていただきたく、ここに陳情いたします。	まちづくり 委員会

閉会中の継続審査及び調査申し出一覧表

令和8年6月24日

《 総 務 委 員 会 》 陳情第3号、6号、7号、8号、9号、48号、52号、93号 総務企画局、財政局、経済労働局、臨海部国際戦略本部、危機管理本部及びその他の行政について
《 文 教 委 員 会 》 請願第7号、11号 陳情第1号、123号 市民文化局、こども未来局及び教育委員会の行政について
《 健 康 福 祉 委 員 会 》 請願第4号、13号、30号、33号 陳情第43号、121号 健康福祉局、病院局及び消防局の行政について
《 まちづくり委員会 》 請願第3号、14号 陳情第14号 まちづくり局及び建設緑政局の行政について
《 環 境 委 員 会 》 陳情第63号 環境局、港湾局、上下水道局及び交通局の行政について
《 議 会 運 営 委 員 会 》 陳情第57号 議会の運営に関する事項 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 議長の諮問に関する事項